

令和7年度

宮 城 県 歳 入 歳 出 決 算 審 査 意 見 書

宮 城 県 基 金 運 用 状 況 審 査 意 見 書

宮城県監査委員

宮 監 委 第 45 号
令和 8 年 9 月 10 日

宮城県知事 村 井 嘉 浩 殿

宮城県監査委員 菊 地 恵 一
宮城県監査委員 熊 谷 義 彦
宮城県監査委員 成 田 由加里
宮城県監査委員 宮 川 耕 一

令和 7 年度宮城県歳入歳出決算及び基金運用状況審査意見書について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 2 項及び同法第 241 条第 5 項の規定により審査に付された令和 7 年度宮城県一般会計及び各特別会計の歳入歳出決算並びに令和 7 年度宮城県基金運用状況について、別添のとおり意見書を提出します。

目 次

宮城県歳入歳出決算審査意見書

1	審 査 の 対 象	5
2	審 査 の 方 法	5
3	審査の結果及び意見	6
(1)	審査の結果	6
(2)	意 見	1 2
4	決 算 の 概 要	2 1

宮城県基金運用状況審査意見書

1	審 査 の 対 象	2 5
2	審 査 の 方 法	2 5
3	運 用 の 状 況	2 6
(1)	市 町 村 振 興 資 金 貸 付 基 金	2 6
(2)	土 地 基 金	2 7
(3)	企 業 立 地 資 金 貸 付 基 金	2 8
(4)	高等学校等育英奨学資金貸付基金	2 9
(5)	美 術 品 等 取 得 基 金	3 0
4	審査の結果及び意見	3 1

＜参考＞前年度意見に対する執行部の対応状況

前年度決算審査意見に対する執行部の対応状況	3 3
前年度基金運用状況審査意見に対する執行部の対応状況	6 1

宮城県歳入歳出決算審査意見書

宮城県歳入歳出決算審査意見書

1 審 査 の 対 象

令和8年7月14日審査に付された令和7年度宮城県歳入歳出決算は、次のとおりである。

- (1) 宮城県一般会計決算
- (2) 宮城県公債費特別会計決算
- (3) 宮城県母子父子寡婦福祉資金特別会計決算
- (4) 宮城県国民健康保険特別会計決算
- (5) 宮城県中小企業高度化資金特別会計決算
- (6) 宮城県農業改良資金特別会計決算
- (7) 宮城県沿岸漁業改善資金特別会計決算
- (8) 宮城県林業・木材産業改善資金特別会計決算
- (9) 宮城県県有林特別会計決算
- (10) 宮城県土地取得特別会計決算
- (11) 宮城県港湾整備事業特別会計決算

2 審 査 の 方 法

一般会計及び各特別会計の全般について、決算の計数は正確であるか、予算の執行は議決の趣旨に沿い適正かつ効率的に行われているか、収入、支出、契約及び財産管理等の財務の執行に関する事務については、関係法令等に基づき適正に処理されているかの視点をもって、対象機関から必要な資料の提出と説明を求め、別に実施した定期監査及び例月出納検査の結果を参照し、慎重に審査を行った。

県警察については、これらに加え、捜査員から聴取調査を実施した。

3 審査の結果及び意見

(1) 審査の結果

令和7年度宮城県歳入歳出決算について審査した結果、一般会計及び各特別会計の歳入歳出決算における計数並びに収入、支出、契約及び財産管理等の財務に関する事務の執行については、関係法令等に従い、おおむね適正に処理されているものと認められた。

以下において、留意改善すべき事項として、既に実施した定期監査等（令和7年9月から令和8年7月まで実施）も含めて認められた不適切な事務処理の内容を示す。

ア 決算計数関係

(ア) 是正・改善を要するものが認められたので、計数の正確性を期し的確に対応されたい。

- a 中小企業高度化資金貸付金について、二重調定により財務システム上の調定額及び収入未済額が誤った金額のまま決算となったもの【商工金融課、中小企業支援室】
- b 公有財産の貸付料の履行遅滞に係る違約金について、調定遺漏があったもの【農業振興課】
- c 公有財産の使用許可に係る光熱水費について、調定遺漏があったもの【工業高等学校】

イ 予算執行関係

(ア) 予算執行において、著しく適正さを欠き、速やかに改善を要するものが認められたので、内部統制の体制整備を図り、再発防止に向けた対策を講じられたい。

- a システム改修業務委託について、予算要求手続きを怠り、流用により契約締結を行ったもの。また、予算措置前に業務に着手させたもの【社会福祉課】

ウ 収入関係事務

(ア) 県税以外の収入未済は、特別納付金（行政代執行に係る費用）、生活保護扶助費返還金、補助金等精算返還金などが増加している。引き続き収入未済の縮減に向け、収納促進と適切な債権管理を講じられたい。

a 契約解除に伴う損害賠償金に係る収入未済額【防災推進課】

現年度分	11,945,900 円	(0 円)
過年度分	0 円	(0 円)
合 計	11,945,900 円	(0 円)

* () 内の数字は、令和6年度決算額を表す。以下同じ。

b 特別納付金（北中山地区の行政代執行に係る費用）に係る収入未済額【自然保護課】

現年度分	0 円	(430,819,400 円)
過年度分	430,819,400 円	(0 円)
合 計	430,819,400 円	(430,819,400 円)

c 特別納付金（産業廃棄物最終処分場の行政代執行に係る費用）に係る収入未済額

【廃棄物対策課、竹の内産廃処分場対策室、新最終処分場整備対策室、放射性物質汚染廃棄物対策室】

現年度分	34,022,012 円	(36,313,773 円)
過年度分	1,042,543,515 円	(1,006,515,742 円)
合 計	1,076,565,527 円	(1,042,829,515 円)

d 特別納付金（汽船除去の行政代執行に係る費用）に係る収入未済額【水産業基盤整備課、漁港整備推進室】

現年度分	22,542,300 円	(5,720,000 円)
過年度分	5,720,000 円	(6,820,000 円)
合 計	28,262,300 円	(12,540,000 円)

e 補助金等精算返還金に係る収入未済額【長寿社会政策課】 【障害福祉課、精神保健推進室】

現年度分	296,801,904 円	(0 円)
過年度分	0 円	(0 円)
合 計	296,801,904 円	(0 円)

f 生活保護扶助費返還金に係る収入未済額【各保健福祉事務所（地域事務所を除く。）】

現年度分	25,657,491 円	(13,090,024 円)
過年度分	166,155,217 円	(166,733,545 円)
合 計	191,812,708 円	(179,823,569 円)

g 県営住宅使用料に係る収入未済額【住宅課】

現年度分	6,867,084 円	(7,775,286 円)
過年度分	18,655,158 円	(21,064,294 円)
合 計	25,522,242 円	(28,839,580 円)

h 中小企業高度化資金貸付金に係る収入未済額【商工金融課、中小企業支援室】

現年度分	0 円	(105,468,966 円)
過年度分	105,468,966 円	(0 円)
合 計	105,468,966 円	(105,468,966 円)

(イ) 国庫補助事業において、不適切な事務処理による県費の持ち出しが認められたので、内部統制の体制整備を図り、再発防止に向けた対策を講じられたい。

a 国へ交付申請をしなかったため、国庫補助事業の対象外となり、県費の持ち出しが生じたもの【疾病・感染症対策課】

b 国への実績報告について、実績額を誤って報告したため、国庫補助金の一部が受けられなくなり、県費の持ち出しが生じたもの【子育て社会推進課】

(ウ) 補助金の返還金において、不適切な取扱いが認められたので、内部統制の体制整備を図り、再発防止に向けた対策を講じられたい。

a 補助対象設備の処分に伴う返還金について、適切な時期に調定をせず、返還を受けることが不可能となった後に、誤った債務者及び理由のない金額により調定を行ったもの【環境政策課、次世代エネルギー室】

(エ) 調定遅延、調定遺漏及び過徴収等が認められたので、内部統制の体制整備を図り、再発防止に向けた対策を講じられたい。

a 公有財産の使用許可に係る使用料について、調定遅延があったもの【管財課】【北部地方振興事務所】【気仙沼土木事務所】【仙台三桜高等学校】

b 児童扶養手当給付費返還金について、調定遅延があったもの【子ども・家庭支援課】

c 公有財産の貸付料の履行遅滞に係る違約金について、調定遺漏があったもの【農業振興課】

d 公有財産の使用許可に係る光熱水費について、調定遅延及び調定遺漏があったもの【仙台三桜高等学校】【工業高等学校】

e 公有財産の使用料、貸付料算定に誤りがあり、過大に徴収していたもの【管財課】【仙台塩釜港湾事務所】

f 過年度分の公有財産の使用料算定に誤りがあり、過少に徴収していたもの【障害福祉課、精神保健推進室】

エ 支出関係事務

(ア) 需用費などにおいて、二重払い、支払遅延など不適切な取扱いが認められたので、内部統制の体制整備を図り、再発防止に向けた対策を講じられたい。

a 需用費などについて、二重払いが認められたもの【女性相談支援センター】【仙台教育事務所】【築館高等学校】【秋保かがやき支援学校】

b 需用費などについて、支払遅延が認められたもの【社会福祉課】【障害福祉課、精神保健推進室】【森林整備課】【農業大学校】【大河原教育事務所】【石巻好文館高等学校】【登米総合産業高等学校】【秋保かがやき支援学校】

c 上下水道料金について、返納手続きの遅延があったもの【北部地方振興事務所】

オ 契約関係事務

(ア) 委託契約などにおいて、不適切な取扱いが認められたので、内部統制の体制整備を図り、再発防止に向けた対策を講じられたい。

- a 印刷物製造請負契約について、予定価格を定めていなかったもの【仙台三桜高等学校】
- b 委託契約について、定められた期日までに履行確認が行われていなかったもの【管財課】【大河原土木事務所】

(イ) 工事請負契約において、不適切な取扱いが認められたので、内部統制の体制整備を図り、再発防止に向けた対策を講じられたい。

- a 別途発注すべきものを設計変更で処理したもの【東部地方振興事務所登米地域事務所】

カ その他の事務

(ア) 県税事務において、適正さを欠き速やかに改善を要するものが認められたので、内部統制の体制整備を図り、再発防止に向けた対策を講じられたい。

- a 不動産取得税の減額申請において、共有名義者の住所情報を本人の同意を得ずに提供したもの。また、住所を知られたことにより転居を余儀なくされた共有名義者に損害賠償金を支払ったもの【仙台南県税事務所】

(イ) 歳入歳出外現金において、不適切な取扱いが認められたので、内部統制の体制整備を図り、再発防止に向けた対策を講じられたい。

- a 年末調整の対象外である職員に対して、誤って年末調整還付金を支給したことにより、源泉所得税を過少に納付したため、不納付加算税及び延滞税が発生したもの【総務事務管理課】
- b 実行委員会に納付させるべき契約保証金について、県に納付させたもの【食産業振興課】

(ウ) 国庫補助金の額の確定に伴う返還事務において、適正さを欠き、速やかに改善を要するものが認められたので、内部統制の体制整備を図り、再発防止に向けた対策を講じられたい。

a 債務者に対する国からの確定通知の送付を遅延し、延滞金を発生させたもの。また、同延滞金が県の債務ではないにもかかわらず、県費で支払ったもの【子育て社会推進課】 【子ども・家庭支援課】

(エ) 心身障害者扶養共済制度における掛金において、著しく適正さを欠き、速やかに改善を要するものが認められたので、内部統制の体制整備を図り、再発防止に向けた対策を講じられたい。

a 心身障害者扶養共済システムにおける債権額と財務システムにおける調定額が一致していなかったもの【障害福祉課、精神保健推進室】

(オ) 県営住宅等の管理運営に関する協定書において、著しく適正さを欠き、速やかに改善を要するものが認められ、内部統制の体制整備を図り、再発防止に向けた対策を講じられたい。

a 令和6年度に開始する新たな業務について、令和4年度から6年度の債務負担を設定した既存基本協定書に追加する変更と、当該業務を含む令和6年度協定書の締結を令和6年3月29日に行ったもの【住宅課】

(2) 意見

令和7年度は、物価高騰や野生鳥獣被害への対策などを講じつつ、「新・宮城の将来ビジョン」に掲げる将来像の実現に向けて、人口減少対策、DXによる変革みやぎの実現、成長産業の誘致・育成など、各種事業に取り組んだ。

これらの実施状況について、付託された令和7年度歳入歳出決算に係る審査の結果を踏まえ、次のとおり意見を述べる。

ア 健全な財政運営と適切な財務の執行

(ア) 決算状況

令和7年度の税収は3,443億9,815万円と、前年度に引き続き過去最高を更新し、一般会計の実質収支は28億1,285万円の黒字となった。令和7年度末における県債現在高は1兆5,482億3,845万円（前年度比554億8,282万円減（△3.5%））、44基金の令和7年度末現在高の総額は3,676億5,698万円（前年度比41億7,469万円減（△1.1%））、財政力指数は0.60860（前年度0.60728）、経常収支比率は94.3%（前年度95.4%）であった。深刻な人口減少は地域経済の縮小のみならず、社会インフラや行政サービスの維持を困難にするものであり、その対策を県政の最重点施策として、引き続き、持続可能な財政運営に万全を期されたい。

県の財政状況の公表については、地方財政状況調査や財政健全化法に基づく各種指標、地方公会計制度に基づく財務書類等において、県ウェブサイト上の関連ページへの相互リンク設定、歳入歳出決算資料の公表時期の前倒し、財務書類4表のオープンデータ¹化などの改善が進んでいる。引き続き、県民にとって分かりやすい情報提供に努められたい。

(イ) 健全化判断比率等の状況

令和7年度の実質公債費比率は9.6%（前年度比△0.4ポイント）、将来負担比率は124.9%（前年度比△5.9ポイント）であり、いずれも前年度より改善した。今後も社会保障関係経費の増加、公共施設の老朽化対策、自然災害への備えに加え、物価・賃金・金利の

¹ オープンデータ：活用のため機械での判読に適した公共データで、二次利用が可能な利用ルールで公開されたデータのこと

上昇といった新たな財政需要に適切に対応する必要があることから、「みやぎ財政運営戦略（第４期）（令和７年度～令和９年度）」に掲げる目標を達成できるように不断の行財政改革に取り組まれない。

また、地方公会計制度により、減価償却費や退職手当引当金などの将来的な負担を含む行政コストの把握、資産・負債のストック情報の分析が可能となったことに加え、所有外管理資産の登録が始まることで社会資本の維持管理コストの「見える化」も進むことから、持続可能な財政運営に地方公会計制度によるデータを活用できるよう、更なる検討を進められたい。

（ウ）収入未済額の縮減

令和７年度の県税全体の収入率は99.1%を維持しているものの、収入未済額は約28億円となっている。県では「第７次県税滞納額縮減対策３か年計画（令和７年度～令和９年度）」に基づき、個人県民税とその他の税目に分けて縮減目標を定め、更なる収入未済額の縮減と発生抑制に取り組んでいる。特に、収入未済額が最も多い個人県民税を重点税目と定め、市町村の実情に応じて積極的な支援を行うとともに、市町村と連携・協働して縮減対策を実施し、令和７年度の収入未済額は約19億円（前年度比約4千万円増）となったものの、収入率は96.9%と微増した。一方、個人県民税以外の税目については、収入未済額は約8億9千万円（前年度比約1億4千万円増）であるが、収入率は前年度並みの99.6%となった。引き続き、市町村職員を含めた徴税職員の技能向上や、オンライン預貯金照会システムを活用した早期の財産調査などによる効果的な滞納整理を進め、令和９年度の県税全体の縮減目標である22億9千万円以下を達成できるよう縮減を図られたい。

県税以外の収入未済額のうち縮減対象となるものは、新たに行政代執行に係る特別納付金や財産処分に係る補助金等精算返還金が発生したことなどにより、前年度より約2億円増の約26億9千万円となった。令和７年３月に改訂された「収入未済額の縮減に向けた債権管理の取組方針」においては、令和９年度までの３年間で1億5千万円の縮減を総合目標とし、回収困難と回収不能合計額の比率を5%以下に抑制することを年間目標としている。引き続き、マルチアングルゼミナール（内部統制多所属間双方向検証）や債権管理研修会において人材育成を行うとともに、債権回収等業務の外部委託を活用しながら、全庁を挙げて収入未済額の縮減を適切に進められたい。

令和７年度の不納欠損額は約3億2千万円であり、やむを得ず不納欠損を行う場合は、資力調査を確実に励行するなど、効率的かつ実効性の高い事案管理を行い、公平公正を確保されたい。

（エ）歳入歳出外現金の適正管理

歳入歳出外現金のうち、所得税及び社会保険料などの法定控除金については、総務事務センターの集約対象業務に係る不備発生が抑制された一方、その他の事務においては依然として不適切な取扱いが散見される。引き続き、チェックシートの共有、会計事務処理カレンダーによる進行管理の可視化、ミスの発生要因別に予防・対策の具体例を示すことにより、職員の習熟度向上に取り組まれない。

（オ）３Ｅ（経済性・効率性・有効性）を重視した行財政運営と県民への説明責任

深刻な人口減少の下で行財政の持続可能性を高めるためには、３Ｅ（経済性・効率性・有効性）の視点を重視することが求められる。事務事業の遂行に当たっては、職員人件費をはじめとするトータルコストの最小化に努めるとともに、デジタル技術の活用による業務プロセスの簡素化・省力化を図り、事務事業の目的達成状況や事業効果について、活動量（アウトプット）にとどまらず、県民生活への具体的な効果や変化（アウトカム）を客観的な指標で測定し、常に検証されたい。

今後は、本格化する人口減少を見据え、技術系職員に限られる中での的確なインフラメンテナンスを確保する「地域インフラ群再生戦略マネジメント」のように、自治体間、部局間、本庁と地方機関など、組織横断的な連携の下で類似・重複業務の整理統合を加速させ、持続可能で最適化された事務事業体系の構築に努められたい。

（カ）精度の高い予算管理と事務執行管理

令和７年度は、貸付金に係る調定額及び収入未済額が二重調定の状態で決算となった事案や、予算措置前にシステム改修業務に着手させた事案、３月中に新年度予算の業務に係る協定締結を行った事案など、不適切な事務処理が複数確認された。

また、国庫補助事業において、事業担当と取りまとめ担当の組織間の連携不足により交付申請しなかった事案や実績額を誤って報告した事案、市町村への通知遅延により延滞金が発生した事案なども判明した。

さらに、許認可事務における事務処理遅延と申請書等の所在不明や、補助事業者の破産に伴う補助対象財産の処分における不適切な事務処理なども発生している。

いずれも担当者の知識不足に加え、管理職を含む決裁過程での確認不足や組織間の連絡調整の不備、業務の進捗管理の不備など、複数の要因により発生したものであり、同種の不備が繰り返し発生している現状に鑑みると、職員や組織が備えるべき基礎力の低下が懸

念される事態である。行政の公正確保及び信頼性を著しく損ないかねない重大な事態と受け止め、作業手順の不備、組織的なチェックの形骸化、業務の属人化、業務のオーバーフローなど、不備が発生した背景にある組織上の本質的な課題を深く分析し、実効性の高い対応策を講じるよう強く求める。

（キ）補助金事務の適正執行

補助金交付手続については、「補助金交付手続きの改善方針」及び「補助金交付事務に係る確認用チェックリスト」により執行されているところであるが、依然として実績報告書の提出期限が守られていない事案を複数確認したほか、返還金において不適切な取扱いが認められた。

県では、国の経済対策に係る補助金業務の増加による事務負担を緩和するため、職員以外の者でも遂行可能な業務について、アウトソーシングにより不足する人員を補完し、適切な履行管理体制を構築するほか、補助金事務の効率化を検討するためのワーキンググループを設置し、実態調査の結果等を踏まえて、デジタル技術の活用による業務プロセス全体の見直し及びアウトソーシングによる事務負担軽減に取り組む方針を定めたところである。一方、交付先の経営破綻時等においては、公金の確実な保全が必要であることから、申請時の財務審査やモニタリングの徹底、破綻懸念時の初動対応や債権保全の手続きを明文化しておく必要がある。

改めて、上記改善方針の順守及びチェックリストの活用により内部統制の体制整備を図るほか、基本的な事務処理手順の再確認、リスク管理の徹底、さらには補助効果の把握・確認や類似補助金の整理統合など、3E（経済性・効率性・有効性）を意識した補助金事務の適正な執行に努められたい。

（ク）財産の適正管理

備品の適正管理については、令和3年度行政監査以降、「物品管理・調達事務マニュアル」及び「売払い・廃棄等事務の手引き」の改定、物品管理に係る研修の実施、会計事務指導検査時の巡回指導等により、職員の意識改革が格段に進み、着実な改善がみられる。引き続き、指定管理施設を含め、備品数の多い所属においても、優先順位を整理した上で計画的に取組を進められたい。

一方、廃校や職員宿舍跡地など、活用予定がなく売却等の目途が立たない不動産については、管理する所属の負担が重くなっている。公有財産の管理及び利活用の最適化を図るため、管理の在り方なども視野に入れて具体的な対応を検討されたい。

(ケ) 公社等外郭団体の経営改善と自立的運営

公社等外郭団体に指定された 45 団体のうち、「改善支援団体」は 4 団体であり、新たに改善支援団体となった 1 団体については、専門家による調査審議を行い、重点的に経営改善に向けた指導を行ったところである。一方、県の関与の度合いを弱め、一層の自立的な運営を促進する「自立支援団体」は 41 団体であるが、このうち事業活動全体が赤字傾向にあるなど早期の経営改善等が必要な団体は「経営検証団体」として、重点的な経営改善指導を行うこととしている。令和 7 年度に施行された「宮城県公社等外郭団体自立経営ガイドライン」等に基づき、早期に改善が必要な団体に対して適時適切な経営改善指導を図るとともに、財政的援助団体等監査において累積欠損金や債務超過が認められた団体に対しては解消に向けた主体的な取組を支援するとともに、運営手続きの不備が認められた団体に対しては関係法令の遵守と適正運営について助言、指導に努められたい。

イ 内部統制の定着と組織体制の強化

(ア) 内部統制の取組状況と課題

「宮城県内部統制評価報告書審査意見書」においては、評価手続及び評価結果については相当であるとしたところである。一方、重大な不備が過去最多となったことについて、財務事務の基本的な知識不足、職員数の減少や業務の複雑化による執行体制の余裕の欠如を危惧するところであり、不備発生の根底にある本質的な原因を多角的に分析し、個々の不備に応じた再発防止策を講じられたい。

また、債権管理システムと財務システムにおいて債権額の不整合が認められた重大な不備については、内部統制の基盤となる ICT 統制²における課題を示唆したものであり、業務処理統制にとどまらず全般統制の観点から抜本的な課題解決に向けた取組を検討されたい。

「みやぎ行政運営・働き方改革推進プラン（令和 8 年度）」では、階層別研修やマルチアングルゼミナール等によるリスク対応力の

² ICT 統制： 情報システムを安全・適正に運用・管理することで、業務の誤りや不正、情報漏洩を防ぐ仕組みのこと。業務処理統制（業務を管理するシステムにおいて、承認された業務が全て正確に処理、記録されることを確保するための取組）と全般統制（業務処理統制が有効に機能する環境を保証するための取組）で構成される。

向上に加え、デジタル技術を活用して業務の効率化を図り、関係法令や執務基準を学習させた生成A I チャットボット³の導入により、人為的ミスを構造的に防ぐ仕組みを構築することとしている。財務事務に限定された枠組みの検証や、すべての職員が内部統制を「自分事」と捉えることにより、内部統制の実効性の抜本的な強化を図られたい。

（イ）人材の確保・育成と組織体制の強化

県では、令和6年度に「職員確保緊急プラン」を策定し、技術職におけるインターンシップの充実や早期卒試験の実施、中途退職者のカムバック採用など、採用試験の応募者確保に取り組むほか、週休3日制や在宅勤務など多様な働き方の実現、公募人事や庁内複業制度の積極活用、若年層の職員給与の改善、男性職員の育児休業取得率100%に向けた支援、女性職員の管理職等への積極的登用などに取り組んできた。

一方、内部統制上の重大な不備や、財務事務における不適切な事務処理の原因として、管理職を含む職員の知識不足、業務のオーバーフローによる組織の余力不足などの課題があることから、採用者の確保に加えて、職員研修の充実による人材の育成、専門分野における若手職員への技術やノウハウの確実な継承、業務の選択と集中、業務規模に見合った適正な人員配置、外部人材活用などによる組織体制の強化に取り組まれない。

（ウ）働き方改革の推進

「みやぎ行政運営・働き方改革推進プラン」は令和7年度に初めて策定され、新たな課題、解決した課題等を加除修正しながら毎年度見直しを行うこととされている。令和7年度は、週休3日制の対象範囲の拡大、短期業務支援、「職員向け在宅勤務ガイドライン」の整備等を行い、行動指標と成果指標のうち約8割が達成された。引き続き、令和8年度のプランに基づき、デジタル技術の浸透、テレワークの適切な運用、DXによる予防的ガバナンスと内部統制の高度化、柔軟な職員配置と短期業務支援の充実等に取り組まれない。

令和8年3月に策定された「第5期宮城県特定事業主行動計画」では、男性職員の育児休業取得率100%（令和7年度実績92.9%）に加えて、4週間以上の取得率を85%以上とする新たな目標を設定したほか、時間外勤務時間数は職員一人一月当たり12.5時間以下

³ 生成A I チャットボット：生成A I（テキスト、画像、音声などを自律的に生成できるA I 技術の総称）を活用し、ユーザの入力に基づいて回答を生成するプログラム

から職員一人一年当たり 150 時間以下とし、令和 6 年度比で本庁 25%減、地方機関 20%減とする目標を設定した。令和 7 年度の時間外勤務時間数の実績は月 16.0 時間であるため、目標の月 12.5 時間と乖離しており、業務のスリム化や業務分担の柔軟な見直しなど一層の取組が必要である。また、育児や介護等に伴う各種休業及び休暇を取得しやすい環境整備を推進するとともに、業務を代替する職員の負担感の緩和や適切な処遇の確保に向け、実効性のある制度設計について検討されたい。

（エ）職員の健康管理

職員が能力を最大限発揮するためには心身の健康が不可欠である。令和 7 年度に精神疾患等により 7 日間以上の病気休暇を取得した者は、知事部局及び各種委員（会）事務局で 138 人（前年度比 16 人増）、教育委員会で 102 人（前年度比 4 人減）となっている。メンタルヘルス対策は職員の意欲や主体的な貢献の確保においても重要であり、長時間勤務者への医師の面接指導や健康管理スタッフによる保健指導、ストレスチェック結果を活用した職場環境改善など、各取組の更なる運用改善に努められたい。

また、ハラスメントは執務環境を著しく悪化させ、公務能率を低下させるだけでなく、職員の心身に深刻な影響を及ぼすため決して許されない。研修や会議を通じ、ハラスメントの事例や不適切な行為を防ぐ留意事項、職務に必要な指示・指導を適切に伝える技術等について職員へ周知徹底を図り、心理的安全性が高く良好な人間関係が確保された職場づくりを推進されたい。あわせて、公益通報制度を含む各種相談制度が実質的に機能しているか、その実効性を適時適切に確認されたい。

（オ）学校徴収金の適正な管理・運用

学校徴収金については、「学校徴収金取扱マニュアル（令和 7 年 3 月改定）」及び「学校管理運営経費の公費・私費の区分等」に基づいた事務処理の定着が必要である。令和 7 年度には、すべての県立学校において実地調査が行われたほか、学校間相互調査が試行された。引き続き、学校長をはじめとする管理職が不正発生の 3 要素（動機・機会・正当化）を排除し、不正な会計処理を可能又は容易にする機会を与えず、組織として職員を不正から守る重要性を理解するとともに、法人用クレジットカードやネット通販サービスの活用などの事務負担の軽減に取り組まれたい。

ウ 持続可能な地域社会の構築に向けた取組

（ア）若者・女性に選ばれる宮城の実現

深刻な人口減少と若者の首都圏流出に伴う県内の人材不足の解消のためには、魅力ある雇用の創出と多様な人材が真に活躍できる社会の構築が不可欠である。女性の正規雇用の拡大による「L字カーブ」⁴の解消、男性の育児休業取得の促進やテレワーク等の柔軟な働き方の普及により仕事と家庭の両立を支援するとともに、地域や職場におけるアンコンシャス・バイアス（無意識の思い込み）を払拭する必要がある。障害者に対する合理的配慮の提供や、言語・文化の違いに配慮した外国人材の受入れなど、地域社会全体の包摂性を高めることにより、年齢、性別、国籍、障害の有無にかかわらず、誰もが働きがいと豊かな暮らしを実感できる「選ばれる宮城の実現」に努められたい。

男女共同参画の推進状況については、県議会における女性議員の割合は15.5%、審議会等の女性割合（目標指標45%）は40.1%（前年度38.6%）であり、いずれも全国平均を上回っている。また、令和8年度の知事部局における女性職員の割合は32.8%・1,574人（前年度32.2%・1,537人）、管理職員に占める女性の割合（目標指標15%）は12.1%・72人（前年度10.4%・63人）である。男性中心の視点だけで政策を決定することは、多角的な判断を損なうリスクがあることを踏まえ、引き続き、政策形成過程への女性の参画を推進されたい。

（イ）DXの推進

人口減少局面において持続可能な地域社会を構築・維持するためには、あらゆる分野でDXを強力に推進していく必要がある。行政においては、生成AIなどのデジタル技術の活用により事務の効率化を徹底し、行政手続きのオンライン化など、部局や県・市町村の垣根を越えた取組を通じて県民サービスの維持・向上を図ることが重要である。また、地域経済においては、事業者の実情に応じた伴走型支援や人材育成への支援などによってDXの定着を図り、各産業分野における労働生産性や付加価値の向上に着実に繋げていくことが重要である。こうした取組は、巧妙化するサイバー攻撃への対応や個人情報保護などの情報セキュリティ対策に十分に配慮しつつ、

⁴ L字カーブ：20代後半以降の女性の年齢階級別正規雇用比率が低下する状況

高齢者等へのデジタルデバイド⁵対策なども含めて進めることが必要不可欠である。引き続き、「みやぎDX推進ポリシー（2025～2027）」に基づき、地域全体でDXの恩恵を実感できるよう取組を進められたい。

（ウ）感染症及び大規模災害等危機対応

東日本大震災から15年が経過し、国の復興事業が一般施策へ移行するほか、「みやぎ心のケアセンター」が終了するなど、新たな局面を迎えている。引き続き、被災者の心のケアや地域コミュニティの再生、産業・なりわいの下支え、放射性物質汚染廃棄物などの処理、震災の記憶・教訓の伝承を確実に行うとともに、県民の防災意識の更なる醸成と実効性のある災害対策を講じられたい。

激甚化・頻発化する自然災害のほか、新型インフルエンザ等の新興感染症や特定家畜伝染病など、県に求められる危機対応力は、ますます多様化、高度化している。防災・減災や復興の対応において、女性の視点や高齢者、障害者などのニーズを反映させるように努めるほか、国や関係機関等と連携した訓練等の実施、市町村行動計画の策定支援など、危機管理体制の充実・強化に向け、不断の取組を着実に実践されたい。あわせて、災害対応等の拠点となる行政庁舎や学校などの公共施設における安全性の確保を徹底されたい。

⁵ デジタルデバイド：コンピュータやインターネットなどのデジタル技術を使える人とそうでない人との間で生じる情報格差のこと

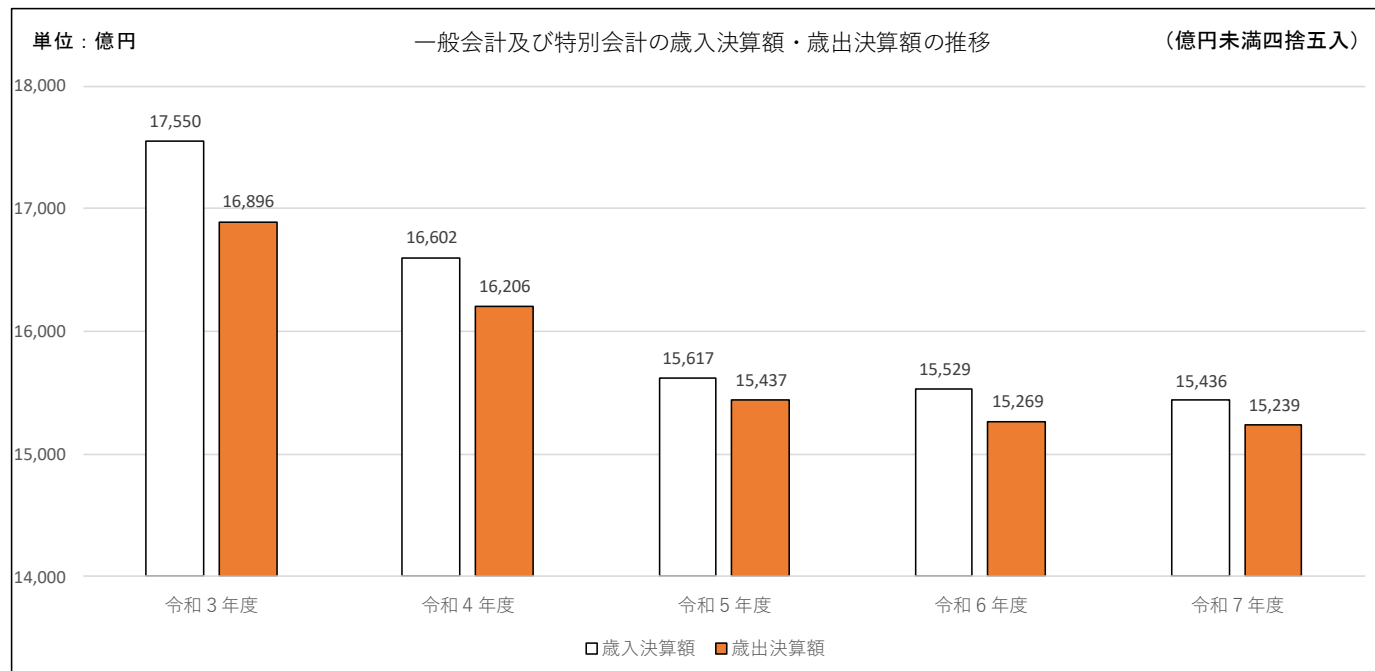
4 決 算 の 概 要

令和7年度の一般会計及び特別会計の歳入決算額は1兆5,436億4,117万円で、前年度の1兆5,528億6,305万円と比較し92億2,188万円（△0.6%）減少している。

歳出決算額は1兆5,238億8,349万円で、前年度の1兆5,268億2,158万円と比較し29億3,809万円（△0.2%）減少している。

歳入歳出差引額（形式収支）は197億5,768万円の黒字となり、前年度の260億4,147万円の黒字と比較し62億8,379万円（△24.1%）減少している。

この形式収支から翌年度へ繰り越すべき財源92億9,759万円を控除した実質収支は、104億6,009万円で、このうち一般会計の実質収支は28億1,285万円となり、前年度の一般会計の実質収支15億2,878万円と比較し12億8,407万円（84.0%）増加している。



一般会計の歳入決算額は1兆807億8,620万円で、前年度に比べ116億3,064万円（△1.1%）減少し、歳出決算額は1兆686億7,576万円で、前年度に比べ42億3,613万円（△0.4%）減少している。

特別会計の歳入決算額は4,628億5,497万円で、前年度に比べ24億876万円（0.5%）増加し、歳出決算額は4,552億773万円で、前年度に比べ12億9,804万円（0.3%）増加している。

一時借入金是一般会計では1,800億円、特別会計では国民健康保険特別会計150億円、港湾整備事業特別会計5億円の借入限度額を設定しているが、いずれの会計においても借入れはなかった。

令和7年度末における県債現在高は1兆5,482億3,845万円で、防災・減災・国土強靱化緊急対策事業債、緊急防災・減災事業債、一般単独事業債については増加しており、その他の県債は減少又は横ばいとなっているが、全体としては前年度に比べ554億8,282万円（△3.5%）減少している。

また、基金は計44基金で、令和7年度末現在高の総額は3,676億5,698万円であり、前年度と比べ41億7,469万円（△1.1%）減少している。

財政指標では、地方自治体の財政力を示す財政力指数は0.60860（前年度0.60728）と前年度より微増となったほか、財政構造の弾力性の指標である経常収支比率は94.3%（前年度95.4%）と依然として高率を示しており、財政構造の硬直化が常態化している。

一般会計及び特別会計歳入歳出決算額対前年度比較調

(単位:円、%)

区 分		歳入歳出予算現額 (A)	歳 入			歳 出			歳入歳出差引額 (B)－(C)
			決 算 額 (B)	予算現額との比較 (B)－(A)	(B)/(A)	決 算 額 (C)	予算現額との比較 (A)－(C)	(C)/(A)	
一 般 会 計	令和7年度(ア)	1,177,906,124,867	1,080,786,201,049	△97,119,923,818	91.8	1,068,675,763,493	109,230,361,374	90.7	12,110,437,556
	令和6年度(イ)	1,176,619,906,502	1,092,416,842,803	△84,203,063,699	92.8	1,072,911,896,633	103,708,009,869	91.2	19,504,946,170
	比較増減(△) (ア)－(イ) (ウ)	1,286,218,365	△11,630,641,754	－	－	△4,236,133,140	－	－	△7,394,508,614
	(ウ)／(イ)	0.1%	△ 1.1%	－	－	△ 0.4%	－	－	△ 37.9%
特 別 会 計	令和7年度(エ)	460,532,836,000	462,854,968,930	2,322,132,930	100.5	455,207,725,420	5,325,110,580	98.8	7,647,243,510
	令和6年度(オ)	459,650,984,700	460,446,208,271	795,223,571	100.2	453,909,685,278	5,741,299,422	98.8	6,536,522,993
	比較増減(△) (エ)－(オ) (カ)	881,851,300	2,408,760,659	－	－	1,298,040,142	－	－	1,110,720,517
	(カ)／(オ)	0.2%	0.5%	－	－	0.3%	－	－	17.0%
計	令和7年度(キ)	1,638,438,960,867	1,543,641,169,979	△94,797,790,888	94.2	1,523,883,488,913	114,555,471,954	93.0	19,757,681,066
	令和6年度(ク)	1,636,270,891,202	1,552,863,051,074	△83,407,840,128	94.9	1,526,821,581,911	109,449,309,291	93.3	26,041,469,163
	比較増減(△) (キ)－(ク) (ケ)	2,168,069,665	△9,221,881,095	－	－	△2,938,092,998	－	－	△6,283,788,097
	(ケ)／(ク)	0.1%	△ 0.6%	－	－	△ 0.2%	－	－	△ 24.1%

(注) 歳入決算額には過誤納額を含んでいる。

財政力指数・経常収支比率・実質公債費比率の年度別推移(令和2～令和7年度)

区 分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
財 政 力 指 数	0.62649	0.59731	0.59081	0.58832	0.60728	0.60860
経 常 収 支 比 率	96.3%	89.0%	96.4%	96.7%	95.4%	94.3%
実 質 公 債 費 比 率	12.0%	11.2%	10.6%	10.3%	10.0%	9.6%

宮城県基金運用状況審査意見書

宮城県基金運用状況審査意見書

1 審 査 の 対 象

令和8年7月14日審査に付された令和7年度の基金運用状況審査の対象は、次のとおりである。

- (1) 市町村振興資金貸付基金
- (2) 土地基金
- (3) 企業立地資金貸付基金
- (4) 高等学校等育英奨学資金貸付基金
- (5) 美術品等取得基金

2 審 査 の 方 法

各基金の運用状況について、基金は設置の目的に沿い適正に管理及び運営がなされているか、計数は正確であるかなどに主眼を置き、対象機関から必要な資料の提出と説明を求め、既に実施した例月出納検査及び定期監査の結果を参照し、慎重に審査を行った。

3 運 用 の 状 況

(1) 市町村振興資金貸付基金

区 分	前 年 度 末 現 在 高	決 算 年 度 中 増 減 高		決 算 年 度 末 現 在 高 (令 和 8 年 3 月 31 日 現 在)
		増	減	
有 価 証 券	円 201,543,023	円 85,783,865	円 0	円 287,326,888
現 金 (銀 行 預 金)	1,298,456,977	606,246,844	567,983,865	1,336,719,956
貸 付 金	1,500,000,000	482,200,000	101,810,000	1,880,390,000
計	3,000,000,000	1,174,230,709	669,793,865	3,504,436,844

(貸付金増減の推移)

区 分	前 年 度 末 現 在 高		貸 付(増)		償 還(減)		決 算 年 度 末 現 在 高	
	件 数	金 額	件 数	金 額	件 数	金 額	件 数	金 額
令 和 6 年 度	件 0	円 0	件 1	円 1,500,000,000	件 0	円 0	件 1	円 1,500,000,000
令 和 7 年 度	1	1,500,000,000	5	482,200,000	0	101,810,000	6	1,880,390,000

(注)「貸付(増)」、「償還(減)」の件数欄の数量は、決算年度中の新規貸付、完済の件数を表す。

(2) 土地基金

区 分	前 年 度 末 現 在 高	決 算 年 度 中 増 減 高		決 算 年 度 末 現 在 高 (令 和 8 年 3 月 31 日 現 在)
		増	減	
有 価 証 券	円 1,414,268,437	円 453,328,730	円 0	円 1,867,597,167
現 金 (銀 行 預 金)	9,111,537,014	30,343,000	453,328,730	8,688,551,284
貸 付 金	0	0	0	0
土 地	0.00m ²	0.00m ²	0.00m ²	0.00m ²
	0	0	0	0
計	10,525,805,451	483,671,730	453,328,730	10,556,148,451

(3) 企業立地資金貸付基金

区 分	前 年 度 末 現 在 高	決 算 年 度 中 増 減 高		決 算 年 度 末 現 在 高 (令 和 8 年 3 月 31 日 現 在)
		増	減	
現 金 (銀 行 預 金)	円 174,188,563	円 15,412,325	円 0	円 189,600,888
貸 付 金	83,849,750	0	15,031,200	68,818,550
計	258,038,313	15,412,325	15,031,200	258,419,438

(貸付金増減の推移)

区 分	前 年 度 末 現 在 高		貸 付(増)		償 還(減)		決 算 年 度 末 現 在 高	
	件 数	金 額	件 数	金 額	件 数	金 額	件 数	金 額
令 和 3 年 度	9 件	円 149,530,750	0 件	円 0	0 件	円 17,550,800	9 件	円 131,979,950
令 和 4 年 度	9	131,979,950	0	0	1	17,508,300	8	114,471,650
令 和 5 年 度	8	114,471,650	0	0	0	11,803,800	8	102,667,850
令 和 6 年 度	8	102,667,850	0	0	0	18,818,100	8	83,849,750
令 和 7 年 度	8	83,849,750	0	0	1	15,031,200	7	68,818,550

(注)「貸付(増)」、「償還(減)」の件数欄の数量は、決算年度中の新規貸付、完済の件数を表す。

(4) 高等学校等育英奨学資金貸付基金

区 分	前年度末現在高	決算年度中増減高		決算年度末現在高 (令和8年3月31日現在)
		増	減	
有 価 証 券	円 475,641,535	円 187,455,826	円 0	円 663,097,361
現 金 (銀 行 預 金)	3,074,664,247	318,519,434	292,998,826	3,100,184,855
貸 付 金	2,174,523,108	105,423,000	309,881,261	1,970,064,847
計	5,724,828,890	611,398,260	602,880,087	5,733,347,063

※ 貸付金の減少額については、貸付金の償還のほか、償還免除した金額を含む。

(貸付金増減の内訳)

区 分	前年度末現在高		貸 付(増)		償 還 等(減)		決算年度末現在高	
	人 数	金 額	人 数	金 額	人 数	金 額	人 数	金 額
令 和 7 年 度	5,613	円 2,174,523,108	326	円 105,423,000	548	円 309,881,261	5,391	円 1,970,064,847

【参 考】

区 分	前年度末現在高	貸 付(増)	償 還 等(減)	決算年度末現在高
	金 額	金 額	金 額	金 額
令 和 2 年 度	円 5,923,107,020	円 1,050,766,000	円 1,599,076,300	円 5,374,796,720
令 和 3 年 度	5,374,796,720	135,264,000	1,483,055,040	4,027,005,680
令 和 4 年 度	4,027,005,680	115,133,000	1,023,573,681	3,118,564,999
令 和 5 年 度	3,118,564,999	104,004,000	658,238,283	2,564,330,716
令 和 6 年 度	2,564,330,716	107,060,000	496,867,608	2,174,523,108

(収入未済の状況)

区 分	前年度末現在高		決 算 年 度 中 増 減				決 算 年 度 末 現 在 高	
			増		減			
	人 数	金 額	人 数	金 額	人 数	金 額	人 数	金 額
奨 学 資 金	1,614人	464,373,649円	618人	56,991,281円	593人	34,510,276円	1,639人	486,854,654円

(5) 美術品等取得基金

区 分	前 年 度 末 現 在 高	決 算 年 度 中 増 減 高		決 算 年 度 末 現 在 高 (令 和 8 年 3 月 31 日 現 在)
		増	減	
現 金 (銀 行 預 金)	円 644,866,083	円 10,213,575	円 115,896,903	円 539,182,755
有 価 証 券	0	115,896,903	0	115,896,903
美 術 品 等	1,484,897,380	0	8,360,000	1,476,537,380
計	2,129,763,463	126,110,478	124,256,903	2,131,617,038

(美術品等増減の内訳)

区 分	前 年 度 末 現 在 高		取 得 (増)		一般会計へ売却(減)		決 算 年 度 末 現 在 高	
	点 数	金 額	点 数	金 額	点 数	金 額	点 数	金 額
絵 画	点 34	円 436,820,500	点 0	円 0	点 0	円 0	点 34	円 436,820,500
版 画	219	118,898,950	0	0	0	0	219	118,898,950
彫 刻	20	298,337,330	0	0	0	0	20	298,337,330
写 真	39	4,776,400	0	0	0	0	39	4,776,400
素 描	68	317,317,200	0	0	0	0	68	317,317,200
日 本 画	37	257,341,000	0	0	0	0	37	257,341,000
工 芸	16	11,586,000	0	0	0	0	16	11,586,000
博 物 館 資 料	10	39,820,000	0	0	3	8,360,000	7	31,460,000
計	443	1,484,897,380	0	0	3	8,360,000	440	1,476,537,380

4 審査の結果及び意見

各基金の審査の結果、基金は設置の目的に沿い、適正に運用されており、また、計数は正確であると認められた。

なお、高等学校等育英奨学資金貸付基金の奨学資金貸付金償還金については、収入未済額が約4億8千7百万円で、前年度に比べ約2千3百万円（4.8%）増加しており、各種対策を講じてはいるものの、増加傾向に歯止めがかからず、今後の貸付に支障が生じることが危惧される。

引き続き、収納促進策を講じるほか、貸付時の本人及び連帯保証人への条件説明を徹底するなど収入未済の発生抑制に積極的に取り組みとともに、未納者の連帯保証人に対する催告等の速やかな実施や債権回収業務委託の活用など、今後の債権管理に万全を期されたい。

＜参考＞前年度意見に対する執行部の対応状況

前年度決算審査意見に対する執行部の対応状況

ア 健全な財政運営と適切な財務の執行

	（ア）決算状況 令和6年度の税収は3,232億7,376万4,388円と過去最高を更新し、一般会計の実質収支額は15億2,877万9,809円の黒字となった。令和6年度末における県債現在高は1兆6,037億2,126万9,646円（前年度比588億1,361万8,189円減（△3.5%））、財政調整基金及び県債管理基金の合計現在高は1,976億2,679万8,679円（前年度比220億536万5,572円減（△10.0%））となっている。財政力指数は0.60728（前年度0.58832）、経常収支比率は95.4%（前年度96.7%）と前年度より改善しているものの、財政構造の硬直化が常態化している。 令和7年度当初予算においては、平成13年度の制度創設以来、初めて臨時財政対策債の新規発行が行われず、地方財政の健全化に向けて大きな前進となった一方、財源不足を補うため財政調整基金を取り崩すなど、厳しい財政状況に変わりはない。人口構造の変化による社会保障関係経費の増加や公共施設等の老朽化対策、自然災害等への備えのほか、物価・賃金・金利などの上昇にも適切に対応しながら、「新・宮城の将来ビジョン」に掲げる将来像の実現に向けて、引き続き、堅実な財政運営に努められたい。
対 応 状 況	【総務部 財政課】 取組内容 ○「新・宮城の将来ビジョン」の推進と持続可能な財政運営を両立させるため、令和7年2月に策定した「みやぎ財政運営戦略(第4期)」に基づき、確実な財政運営を行う。（新規） ○年度内における追加財政需要等に適切に対応するための財源確保の必要性を踏まえ、全ての事務事業について、適切な事業の執行管理に努めるとともに、令和8年度当初予算編成に向け、主要事業や懸案事項等の進捗状況の把握に努める。（継続）
	成果（取組結果） ○令和8年度当初予算では、人口減少対策を重点項目に掲げ、必要性や優先度が高い事業を重点的に予算化した。 ○令和7年度補正予算において、可能な限り財調基金取崩しを取り止め、その残高確保を図るとともに、令和8年度当初予算の取崩し額は、前年度同額とし抑制的に編成することができた。
	今後の課題 ○令和8年度当初予算においても、財政調整基金120億円の取崩しを余儀なくされているとともに、社会保障関係経費の増加、公共施設の老朽化対策、自然災害への備えに加え、物価・賃金・金利の上昇といった新たな財政需要に適切に対応する必要がある。 ○多くの県民に財政状況等が伝わるよう、より分かりやすい情報発信の在り方を検討していく。
	令和8年度以降の取組 ○「みやぎ財政運営戦略(第4期)」に基づき、歳入確保と歳出削減を徹底し、持続可能な財政運営を堅持するとともに、金利上昇等の経済情勢の変化を注視し、県債残高の適切な管理と利払い負担の抑制に努める。

（イ）健全化判断比率等の状況 令和6年度の実質公債費比率は 10.0%（前年度比△0.3%）、将来負担率は 130.8%（前年度△4.5%）であり、歳入確保と歳出抑制の両面から財源不足の縮減に取り組んだ結果、いずれも前年度より改善し、臨時財政対策債を除く県債残高も標準財政規模の2倍を超えないレベルを維持している。 一方で、今後は社会保障関係経費や公共施設等の老朽化対策費の増加に加え、大規模災害等への備えが求められることから、令和7年2月に策定した「みやぎ財政運営戦略（第4期）（令和7年度～令和9年度）」に基づき、歳入確保、歳出削減、世代間の公平性を意識した将来負担の軽減及び財政運営上の課題の早期発見・対処に取り組み、持続可能な財政運営を堅持するとともに、財政状況を県民に分かりやすく説明するよう努められたい。 なお、地方の財源不足の解消に当たっては、引き続き、地方交付税に係る国税法定率の引上げなど地方財政の健全化に資する持続可能な制度を確立するよう国に求めるとともに、県債残高の約35%を占める臨時財政対策債については、基準財政需要額への算入額と実際の元利償還額との間に乖離が生じないよう今後とも適切に管理されたい。	
対 応 状 況	【総務部 財政課】 取組内容 ○令和7年2月に策定した「みやぎ財政運営戦略（第4期）」に基づき、歳入確保、歳出削減、世代間の公平性を意識した将来負担の軽減に取り組む。（新規） ○県の財政状況について、県政だよりやホームページ等を活用して県民への情報提供を行う。（継続） ○臨時財政対策債について、理論的に算定される交付税措置額と実償還額が累計で均衡が図られるよう、適正管理に努める。（継続） 成果（取組結果） ○「みやぎ財政運営戦略（第4期）」に掲げる取組を着実に実施し、必要性や優先度の高い施策に予算を重点配分するとともに、県債の活用を抑制し将来負担を軽減し、臨時財政対策債を除いた県債残高も前年度から6億円減少した。 ○多くの県民の目に留まる県政だよりについては、グラフや図、写真を多用するとともに表現を平易にするなど、財政運営の現状や今後の見通しについて、年代を問わず広く県民理解が促進されるよう工夫しながら県民への情報提供を行った。 今後の課題 ○公債費が高止まりする中、社会保障関係経費や公共施設の老朽化対策などへの財政需要増加に計画的に対応する必要がある。 ○臨時財政対策債について、今後も交付税措置との乖離が生じないよう適正に管理していく必要がある。 令和8年度以降の取組 ○「みやぎ財政運営戦略（第4期）」に掲げる対策を着実に実施し、予算執行段階における節減や財源確保、県債残高の適正管理を推進する。
（ウ）収入未済の縮減 令和6年度の県税全体の収入率は99.1%を維持しているものの、収入未済額は約26億1千万円となっている。県では「第6次県税滞納額縮減対策3か年計画（令和4年度～令和6年度）」に基づき、個人県民税とその他税目に分けて縮減目標を定め、対策を実施している。収入未済額の約7割を占める個人県民税を重点税目と定め、市町村の実情に応じて積極的な支援を行うとともに、市町村と連携・協働して縮減対策を実施した結果、令和6年度の収入未済額は約18億6千万円と前年度から約1億4千万円減少した。一方、個人県民税以外の一般税については、現年度分の滞納整理の早期実行により滞納繰越の防止に努め、滞納繰越となった事案について実態把握と財産調査を徹底したが、令和6年度の収入未済額は約7億5千万円と前年度から約8千万円増加した。県税全体の縮減目標である23億5千万円以下は達成できなかったものの、基準年である令和2年度の約38億9千万円から約12億8千万円の縮減が図られた。引き続き、新たな滞納事案に最優先で取り組みながら、生活困窮者に対しては適切に納税緩和措置を適用するなど、令和9年度の県税全体の縮減目標である22億9千万円以下を達成できるよう縮減を図られたい。 県税以外の収入未済額（繰越事業に係る国庫支出金等の未収入特定財源等を除く。）については、令和4年度から令和6年度までの3年間に3億円を縮減することを目標として、マルチアングルゼミナールや債権管理研修会において、ナッジ理論を取り入れた通知の作成や優良事例の情報共有による人材育成を行うとともに、粘り強い催告や分納者に対する継続的な納付指導、債権回収会社への一括業務委託による債権回収を実施したが、新たに行政代執行に係る特別納付金約4億3千万円が発生したことなどにより、前年度より約5億9千万円増の約25億3千万円となった。 令和7年3月に改訂された「収入未済額の縮減に向けた債権管理の取組方針」では、回収難易度に応じた債権区分による目標を新たに定めたほか、滞納の長期化防止や債権回収業務の効率化などに取り組むこととされており、収入未済額縮減推進会議において進行管理を行いながら、全庁をあげて収入未済額の縮減を適切に進められたい。 なお、令和6年度の不納欠損額は前年度と同規模の約4億6千万円となっており、やむを得ず不納欠損を行う場合は、資力調査を確実に励行するなど、適正な事案管理を行い、公平公正を確保されたい。	

対応状況	【総務部 税務課】 取組内容 県税収入未済額縮減対策については、令和7年3月に策定した「第7次県税滞納額縮減対策3か年計画」及び「令和7年度県税事務運営」に基づき、県税収入未済額の縮減と新たな滞納の発生抑止に取り組んでいる。(継続) 特に、収入未済額の大半を占め、重点税目と位置付けている個人県民税については、市町村職員併任を活用し、共同催告や共同徴収を実施するなど、積極的に市町村と連携・協働して徴収対策を行い、収入未済額の縮減対策を実施した。(継続) その他の税目については、「県税滞納額縮減対策3か年計画」や「県税事務運営」に掲げる滞納処分を中心とする取組を徹底することで収入未済額の一層の縮減を進めるとともに、納付手段の拡大や自動車税の納期内納付率向上を推進するための啓発活動を実施した。(継続) 一方、納税折衝において、納期限内の一括納付が困難であると申し出があった場合は、収入や支出の状況を聞き取りした上で、納税緩和措置の適用の検討や分割納付の相談に応じるなどの取扱いをしている。(継続)
	成果（取組結果） 個人県民税の令和8年3月末現在の収入未済額は、前年度同期比で約5.79億円増加しているものの、収入率は、現年分85.64%（対前年比0.78ポイント増）、滞納繰越分33.81%（対前年比1.59ポイント増）、合計84.16%（対前年比1.07ポイント増）と前年度と比べて増加している。 その他の税目の令和8年3月末現在の収入率は、現年分98.39%（対前年比0.15ポイント増）、滞納繰越分37.76%（対前年比9.12ポイント増）、合計98.24%（対前年比0.17ポイント増）と前年度と比べて増加し、収入未済額は、前年度同期比で約1.57億円減少している。 宮城県市町村合同インターネット公売を令和8年1月のK S I 官公庁オークション時に設定し、市町等が出品した51件中16件が落札され、落札金額は6,059千円となった。 令和7年度自動車税定期賦課の納期内納付率は85.75%と過去最高となった。 その他の税目の滞納処分については、令和8年3月末現在で差押件数2,341件、搜索件数38件となっており、不納欠損は642件、47,584千円である。 一方、納税緩和制度として、徴収猶予1件、換価の猶予18件、滞納処分の執行停止373件を適用している。
	今後の課題 依然として収入未済額の多い「個人県民税」については、市町村の実情に合わせた積極的な支援を継続することが必要であり、管轄県税事務所とのきめ細かな連携が必要である。 その他の税目については、滞納者数の減少により、困難な滞納整理事案が中心となることが予想され、差押徴収の強化・徹底と滞納整理の効率化が必要である。
	令和8年度以降の取組 令和9年度末における収入未済額を22億9千万円以下とする目標を設定した「第7次県税滞納額縮減対策3か年計画」（令和7年3月策定）に基づき、令和8年度については、収入未済額の縮減目標を令和7年度決算対比で個人県民税は4%以上、その他税目は2%以上の縮減が図れるよう各事務所で目標を設定し、関係機関と連携を図りながら、更なる収入未済額の縮減と発生抑制に取り組む。 やむを得ず不納欠損処理を行う場合は、公平公正な徴収を念頭に、徹底した財産調査を実施の上、適正な事案管理に引き続き努める。 滞納整理研修については、リモート開催による県税職員のほか市町村職員を含めた徴税職員の技能向上や、オンライン預貯金照会システム活用による早期の財産調査など、デジタル化も引き続き推進する。また、非現金資産を含めた新たな差押財産等の模索、滞納整理等の手法など、他地方公共団体等からの情報を引き続き把握することに努め、県内市町村と一丸となり、効果的な滞納整理を進める。
	【総務部 行政経営企画課】 取組内容 ・収入未済額の縮減を全庁的体制で推進するため、収入未済額縮減推進会議を開催し、収入未済額の状況や収入未済額縮減の取組状況等について進行管理を行ったほか、回収が困難（所在不明、県外居住等）な債権回収等業務の委託先を変更して縮減の更なる推進を図った。(継続・新規) ・収入未済がある所属の債権管理担当職員向け研修会において、「債権を回収できなかった場合の法的手続きの進め方」をテーマとした講義や事例検討を行うなど、各債権管理担当課室が法律に基づく適正な事案管理が行えるよう支援した。(継続)

	成果（取組結果） ・回収が困難な債権回収等業務の委託先を令和7年度から弁護士法人に委託したことで、令和6年度9%だった回収率が、令和7年度では16.9%に改善した。 ・収入未済額縮減に向けた手続き等について、担当者向け研修会等により知識の習得やスキルアップを図り、今後回収の見込みがない債権に対し、破産手続きや登記等の情報確認を徹底することで、適切な債権管理と不納欠損処分を推進を図った。
	今後の課題 ・引き続き収入未済額削減推進会議等を中心に全庁的に取り組む必要があるほか、債権回収等業務の外部委託対象債権の拡充を検討するなど、不断の努力が必要である。 ・これまでも各債権管理担当課室においては、収入未済額の縮減に努めてきたが、物価高騰等の経済情勢の変化により回収が困難になっている事案も存在しているが、限られた人員でこれらの課題に対応しなければならない状況である。
	令和8年度以降の取組 ・収入未済額削減推進会議において、引き続き、目標達成に向けた進行管理を行う。また、債権回収等業務について、外部委託対象債権の拡大に向け、委託先及び関係課室と引き続き検討を行うほか、次期契約（令和10年度から令和12年度）に向け、より回収実効性が高く、かつ職員の業務負担軽減に繋がるよう、公募要件や業務内容等の検討を行う。 ・「収入未済額の縮減に向けた債権管理の取組方針」に基づく公平公正な事案管理に向け、実効性のある研修会の開催や、先進自治体への取組事例の情報収集等を行う。
	（エ）歳入歳出外現金の適正管理 歳入歳出外現金については、令和4年度行政監査での監査委員意見及び公表された措置状況等のとおり、内部統制の強化を図ってきた。令和5年8月の総務事務センター稼働に伴い、集約対象所属職員に係る所得税及び社会保険料などの法定控除金については、不備発生が抑制された一方、総務事務センターに集約されずに各所属に残る歳入歳出外現金の事務については、依然として不適切な取扱いが散見される。 知識不足や組織的なチェック機能の不全が主な要因となっていることから、出納局では、ミス事例や対策ポイントをまとめた研修資料を作成するほか、会計事務指導によるフォローアップ、内部統制における部局リスクに「歳入歳出外現金の払出（徴収）漏れ、払出（徴収）遅延」を追加するなどの対策を実施した。これらの対策を継続し、歳入歳出外現金の適正管理に努められたい。
対 応 状 況	【出納局 出納管理課】 取組内容 ○ 会計事務指導検査において、歳入歳出外現金残高確認票と財務システムから出力した歳入歳出外現金整理表を突合し、管理状況を確認・指導するとともに、e-ラーニングによる会計職員研修において、歳入歳出外現金に関する指導事項を紹介することにより、不適切な処理の未然防止対策の周知を図った。（継続） ○ 内部統制システム推進会議幹事会において、全庁的に注意すべき部局リスクとして、「歳入歳出外現金の払出（徴収）漏れ、払出（徴収）遅延」を引き続き選定し、各所属のリスク対策を促した。（継続） ○ 知識不足に対しては、出納局の職員向け広報誌に「このリスクに注意～所得税（歳入歳出外現金）の払出遅延～」を掲載し、ミスの発生要因別に予防・対策の例を示し、チェックシートの共有、会計事務処理カレンダーによる進行管理の見える化、会計職員研修の活用など具体的な対策事例を掲載・周知することにより、職員の習熟度向上を図った。（新規）
	成果（取組結果） ○ 出納局における取組や各所属におけるリスク対策の結果、歳入歳出外現金に係る内部統制の不備の件数は、年々減少している。
	今後の課題 ○ 歳入歳出外現金に係る不備の件数は減少を続けているものの、依然として不適切な取扱いが発生している。過去においては、源泉所得税の払出遅延に伴う不納付加算税を課された事例が繰り返し発生していたことから、再発防止の取組を継続する必要がある。
	令和8年度以降の取組 ○ 会計事務指導検査において引き続き歳入歳出外現金の適正管理を指導するほか、部局リスクに選定しリスク対策を促すとともに、研修内容の充実を図り会計職員の知識を高めるなど、不備の抑制に向けた取組を強化・継続する。

（オ）３Ｅ（経済性・効率性・有効性）を重視した行財政運営と県民への説明責任 令和６年度に策定した「新・宮城の将来ビジョン実施計画（中期）（令和７年度～令和９年度）」では、「人口減少対策」、「ＤＸ（デジタル・トランスフォーメーション）による変革みやぎの実現」、「半導体をはじめとする成長産業の誘致・育成」に重点的に取り組むこととしている。政策評価・施策評価において、必要性、有効性、効率性の観点から、達成状況とその要因を検証し、施策の効果（アウトカム）を県民に分かりやすく説明するとともに、必要に応じて毎年度の見直しを実施されたい。あわせて、これまで長期間にわたり継続されてきた事業についても、今後は限られた職員で行政運営を維持する必要があることから、職員人件費を含む総コストを意識し、事務事業の最適化を検討されたい。 また、「みやぎ発展税」や「みやぎ環境税」など一定の政策目的のための超過課税や法定外税については、充当事業の必要性や、有効性、客観的な指標を提示するなど、３Ｅに即した分かりやすい情報発信に努められたい。 なお、県の財政状況をデータに基づき具体的に説明するため、歳入歳出決算書はもとより、地方財政状況調査や財政健全化法に基づく各種指標、地方公会計制度に基づく財務書類等について、一元的に情報入手が可能となるようホームページにおける情報提供の方法について検討されたい。	
対 応 状 況	【総務部 人事課】 取組内容 「新・宮城の将来ビジョン」の推進や新型コロナウイルス感染症収束後の施策の展開など新たな行政需要にも迅速かつ的確に対応するために、必要な組織体制を整備しているところ。令和７年度からは「みやぎ行政運営・働き方改革推進プラン」に基づき、新たな行政需要等に的確に対応するための定数の再配分に取り組んでいる。
	成果（取組結果） ① 関係人口の創出・拡大に向けた取組推進や環境政策の強化を図る体制整備など、新たな行政課題に迅速かつ効果的に推進するため、以下のような組織改編を行った。 ・「次世代エネルギー室」及び「全国育樹祭推進室」の廃止 ・「地域振興課」、「自然保護課」、「北部地方振興事務所栗原地域事務所」及び「東部地方振興事務所登米地域事務所」の班の再編 ・気仙沼地方振興事務所における「農業振興部」「農業農村整備部」の統合 ② 令和７年度からは、「みやぎ行政運営・働き方改革推進プラン」における「柔軟な職員配置と短期業務支援の充実」の取組に基づき、中長期的な視点での現行職員数の維持を目指しつつ、既存業務の見直しなどを実施して必要な定数を再配分している。
	今後の課題 当面は現行職員数の維持を目指しながら適切な組織体制を整備していくが、人材不足は本県のみならず社会的な問題であることから、外的な要因を注視しながら対応策を検討していく必要がある。
	令和８年度以降の取組 「みやぎ行政運営・働き方改革推進プラン」における「柔軟な職員配置と短期業務支援の充実」の取組に基づき、中長期的な視点では現行職員数の維持を目指しつつ、既存業務の見直しなどを実施して必要な定数を行う。
対 応 状 況	【総務部 財政課】 取組内容 ○県民が県の財政状況に関する資料に迷わずアクセスできるよう、ホームページの見直しを行う。（新規）
	成果（取組結果） ○ホームページにおいて関係資料の掲載ページへのリンクを配置し、情報の検索性を高めるとともに、財務書類について、これまでのPDF形式に加え、データ形式（Excel形式）での公表を行った。
	今後の課題 ○公会計データ等のストック情報と、従来の決算書等のフロー情報をいかに組み合わせ提示し、県財政の全体像を具体的に説明していくかが課題である。

	令和 8 年度以降の取組 ○「みやぎ財政運営戦略（第 4 期）」の進捗状況とリンクさせ、データに基づいた具体的かつ透明性の高い情報発信を継続的に行う。
対 応 状 況	【企画部 総合政策課】 取組内容 施策の成果を検証するに当たり、施策評価における重要な基準の一つである目標指標がどのようにして評価結果に結びついたのか等を県民にわかりやすく説明するため、施策評価の調書に目標指標の達成状況の分析結果を記載する項目を設け、実績値の現状分析を行っている。また、目標指標だけでは表しきれない事業の成果や県民意識調査の結果等も踏まえた上で、必要性・有効性・効率性を含めた多角的な視点から総合的に評価を行うよう努め、宮城県行政評価委員会の意見を踏まえた最終的な評価結果を説明した「新・宮城の将来ビジョン 成果と評価」を作成し公表している。（継続） 新・宮城の将来ビジョン実施計画（中期）の毎年度の見直しに当たり、行政評価委員会の意見や社会経済情勢等の変化等を踏まえ、取組の成果を適切に評価に反映させることができるよう目標指標の見直しを行った。 成果（取組結果） 評価様式について、評価の根拠を明確にし、県民への説明責任（アカウンタビリティ）を果たすことを目的に、必要な情報を厳選し記述量を精査したほか、各施策の方向性とその達成に向けた事業、目標指標の繋がりを意識した内容に改正した。 今後の課題 事業を推進していくに当たり、適宜目標指標の見直しを図るとともに、各事業の成果、効果等について県民にわかりやすく情報提供し、政策評価・施策評価を行う必要がある。また、新たな評価調書では、個別の推進事業を厳選し事業と成果の関連性に焦点を合わせていることから、今後、事業と目標指標との関連性を確認しながら、指標そのものの見直し等の必要性についても検証していく必要がある。 令和 8 年度以降の取組 今後とも、目標指標の達成に向けビジョン推進事業の進行管理に取り組むとともに、「新・宮城の将来ビジョン実施計画」の改定の際に必要な応じ目標指標の見直しを図っていく。また、政策評価・施策評価に当たっては、目標指標を中心とした定量的成果を基準としつつ、定量的成果のみでは表しきれない定性的成果を取り入れながら、取組の成果が目標に対してどの程度充足しているのかを総合的に判定し、適切な評価及びその公表に努める。
対 応 状 況	【環境生活部 環境政策課】 取組内容 みやぎ環境税充当事業については、県ホームページにより今後の取組の方向性をとりまとめた「新みやぎグリーン戦略プラン」や毎年度の実施事業を公表する。 また、毎年度の事業実績については、プランで目標に掲げる温室効果ガスの削減状況などを踏まえ、客観的な指標により事業の有効性を示すとともに、公表に当たっては、県政だよりや県ホームページにおいてイラストや写真を活用するなど、分かりやすい情報提供に努める。 成果（取組結果） みやぎ環境税充当事業については、県ホームページ「みやぎ環境税について」において、「新みやぎグリーン戦略プラン」を公開し、環境税の概要、本県の目指す姿、環境課題を踏まえた施策分野（視点）、各分野ごとの実施事業等の情報を提供した。事業の選定に当たっては、「みやぎゼロカーボンチャレンジ 2050 戦略」に基づき、温室効果ガスの削減効果の大きい事業を選定するなど、税収の効果的な活用を図った。 また、県政だよりや県ホームページを活用し、当該年度の事業概要や前年度事業の実績を公開するとともに、二酸化炭素削減効果のほか、造林や間伐面積を掲載するなど、みやぎ環境税活用事業の有効性を定量的に示した。 今後の課題 令和 8 年度から新たな課税期間が開始することを踏まえ、環境税の使途や成果について県民に分かりやすい情報提供に努める。

	令和 8 年度以降の取組 県政だよりの紙面縮小に対する代替の情報提供方法として、従来の県政だより紙面と同等の情報を県ホームページに掲載し、県民の知る機会の確保を図る。また、ホームページへの掲載に当たっては、図表や画像を用いる等の工夫を行い、より分かりやすい情報提供に努める。
対 応 状 況	【経済商工観光部 富県宮城推進室】 取組内容 「みやぎ発展税」の活用実績や成果等については、県議会経済商工観光委員会で報告するとともに、県のホームページに掲載し、県民等への周知を図っている。(継続) また、県内の主要な経済団体等で構成する「富県宮城推進会議」において、活用実績や成果等の説明を行うとともに、それらを踏まえた今後の活用施策について意見交換等を行っている。(継続) 加えて、経済団体等に対し調整や要請を行い、当該団体等のホームページや発行する刊行物等において、実績や成果等を掲載する機会をいただき、事業者への更なる周知に取り組んでいる。(継続) 活用実績・成果の周知に当たっては、本県における各種経済指標の伸び率や、事業の成果を定性的・定量的に捕捉して公表するなど、客観的な指標や具体的な数字を示し、情報の受け手が理解しやすい広報に努めた。(継続) 成果（取組結果） 前年度までの活用実績や成果等について、県議会への報告や県のホームページへの掲載を行った。 また、「富県宮城推進会議」の構成団体のホームページや発行する刊行物等に、実績や成果等を掲載いただく機会を積極的に提供いただくよう依頼し、広範な周知に努めた。 その結果、これまで掲載のなかった構成団体の刊行物において、新たにの多くの紙面を割いての広報が可能となるなど、情報発信・提供の機会を拡大することができた。 今後の課題 令和 7 年度からの新規事業を含め、その取組の実績や成果等をより分かりやすく、かつ広範に伝えることができるよう工夫をしていく必要がある。 また、第 4 期課税期間が令和 9 年度に終期を迎えることを見据え、みやぎ発展税の実績・成果を整理し、的確に広報していく手法を検討していく必要がある。 令和 8 年度以降の取組 引き続き、経済団体等が発行する刊行物等において、主に事業者向けに実績や成果等を周知する機会をいただけるよう調整や要請を行う。 また、県民に対しても理解しやすい形で広報がなされるよう、更なる改善に向けた検討を重ねるとともに、第 4 期課税期間の実績・成果のまとめ方について整理を進める。
対 応 状 況	【出納局 出納総務課】 取組内容 ・昨年度に引き続き、ホームページに決算書等の電子データを掲載したほか、決算審査意見書や施策評価等のページへのリンクを掲載し、県民の理解促進を図った。(継続) ・既存の地方財政状況調査のページへのリンクに加え、地方公会計制度に基づく財務書類のページへのリンクを追加したほか、財政課側ページに歳入歳出決算ページへのリンクが設定され、相互往来が可能となった。(新規) ・決算書の掲載時期について更なる見直しを図り、令和 6 年度 8 月に掲載した「見込額」に相当する「速報値」を 7 月下旬に、決算書等の電子データについては議会認定後の 11 月から議案提出日の 9 月中旬にそれぞれ前倒しした。(拡充) 成果（取組結果） ・関連データの相互往来が可能となったことで、決算情報を一元的に確認できることとなり、県民の理解促進及び利便性向上が図られた。 ・決算書等のデータ掲載を約一か月半前倒したことで、必要な情報をタイムリーに取得することが可能となり、県民の利便性が向上された。

	今後の課題 ・決算書等の電子データ掲載と併せて、必要な情報を読み解くことが出来るよう、ホームページ本文や概要版の中でより分かりやすい情報発信に努めていく必要がある。
	令和８年度以降の取組 ・引き続き、「速報値」をとりまとめた時点で概要版を掲載するとともに、議案提出時に決算書等の電子データを掲載する。 ・県民の分かりやすさを重視し、他県の事例も参考にしながら、ホームページ本文や概要版の更なる充実を図る。
（カ）精度の高い予算管理と事務執行管理 工事に係る予算の執行管理が不十分であったことから、重複して予算を計上した結果、多額の不用額が生じる事案が発生した。所属内及び関係所属において、不備に気付く機会が複数あったにも関わらず発生していることは、組織が十分に機能を発揮していない可能性を示唆するものであり、これを重く受け止め、徹底した再発防止策を講じられたい。 また、東日本大震災及びその後の災害からの復旧・復興においては、これまで柔軟な運用や特例的な財政措置が講じられてきたところであるが、震災後に入庁し、特例措置を当然視する職員の増加が懸念されるなか、会計年度独立の原則と繰越制度について、改めて組織的に共有し事業の適正な進捗管理に努められたい。	
対応状況	【総務部 財政課】 取組内容 ○適正な予算管理について、令和７年度当初予算要求要領や予算執行基準の通知や研修会など、あらゆる機会を捉え周知徹底に努めた。特に工事関係予算は、必要な根拠資料の提出を義務付け予算査定の中で確認を行うなど、再発防止の徹底に努めた。（拡充） ○また、東日本大震災及びその後の災害復旧・復興に係る特例的な繰越しだけでなく、多額に上っている前年度からの繰越事業の適正かつ迅速な執行を促したほか、研修会などにおいて「繰越制度が会計年度独立の原則の例外である」旨の周知徹底に努めた。（継続）
	成果（取組結果） ○適正な予算管理に努め、令和８年度への繰越明許費は１,０７３億円（対前年比３２億円増：国の経済対策に伴う補正予算の計上による増）となった。
	今後の課題 ○財務規則をはじめとした関係規程や「みやぎ財政運営戦略（第４期）」などに基づき、効果的・効率的な財政運営と財政規律の維持を図るとともに、多額に上っている前年度からの繰越事業の適正かつ迅速な予算執行の徹底に努める。
	令和８年度以降の取組 ○引き続き、適正な予算管理に努めるとともに、年度当初からの事業実施に向けた適正な予算執行に努める。
対応状況	【経済商工観光部 国際政策課】 取組内容 本事案は、主に所属内での複数職員による確認・是正などの組織的対応の不備により発生したことから、改めて各業務の進捗管理表や業務フロー図を作成し情報を可視化した上で（新規）、管理監督職員が定期的に確認することとした（拡充）ほか、新年度予算の編成過程においても、現年度事業の進捗管理表等との照合を組織的に実施（新規）することで、適正に予算を計上した。さらに、予算担当者説明会等の内容を組織内に幅広く周知し（拡充）、職員全体での予算知識の底上げを図った。
	成果（取組結果） 進捗管理表や業務フロー図を起案の都度添付し複数人による確認を徹底したほか、四半期毎など、定期的に管理監督職員も含めた打合せを行うことで、今回の事案では生じなかった潜在リスクの洗い出しにもつなげることができた。

	今後の課題 人事異動等による関係職員の入れ替え等に伴い、組織の監査機能が低下する恐れがある。
	令和８年度以降の取組 人事異動等により関係職員の入れ替えがあった場合でも組織の監査機能が低下しないよう、今回再発防止策として作成した進捗管理表や業務フロー図について、業務引継ぎ資料として活用する。 また、庁内の工事担当者や契約事務を所管する所属の職員等を構成員としたグループチャット等を作成し、知識や経験の集約を図る。
対 応 状 況	（キ）補助金事務の適正執行 補助金交付手続については、平成 29 年度包括外部監査結果を踏まえ、「補助金交付手続きの改善方針（令和４年３月１日付け行経号外）」及び「（参考様式）補助金交付事務に係る確認用チェックリスト」により執行されているところであるが、令和６年度定期監査においては、過払いが発生した事案や出納閉鎖後に翌年度予算で支払った事案、過大交付分の返還が遅延した事案のほか、実績報告書の提出期限が守られていない事案を複数確認した。 改めて、上記方針の順守及びチェックリストの活用により内部統制の体制整備を図るほか、補助効果の把握・確認、零細補助金等の整理合理化など、PDCAサイクルを意識した補助金事務の適正な執行に努められたい。
	【総務部 行政経営企画課】 取組内容 ・国の経済対策に係る補助金業務の増加による職員の事務負担の増加の影響により、「補助金交付手続きの改善方針」に規定する補助金交付手続の確認が疎かになる懸念があったことから、職員以外の者でも従事可能な業務を労働者派遣としてアウトソーシングすることで、マンパワー不足を補い、確実な履行確認がなされるよう担当課を支援した。（継続） ・補助金事務の効率化を全庁的に検討するためのワーキンググループを設置し、実態調査の結果等を踏まえて、優先的に取り組むべき課題への対応について協議を行った。（新規）
	成果（取組結果） ・補助金担当課においては、事務負担が軽減されたことで、補助金の履行確認といった内部統制に関わる業務に対して、より注力できる体制となった。 ・ワーキンググループにおける協議により、デジタル活用による業務プロセス全体の見直し及びアウトソーシングによる事務負担軽減に取り組んでいく方針が定まった。
	今後の課題 ・適正な補助金交付事務が確保されるよう、「補助金交付手続きの改善方針」及び補助金関係法令について、継続的に周知徹底を図る必要がある。また、職員の事務負担や内部統制リスクとなっている課題の解決に向けた取組を引き続き検討・推進する必要がある。 ・職員の事務負担軽減に取り組んだ上で、補助効果の把握・確認、補助金等の整理合理化などを推進する取組を検討する必要がある。
	令和８年度以降の取組 ・「補助金交付手続きの改善方針」等について引き続き周知を図り、適正手続の徹底を確保していく。 ・デジタル活用及びアウトソーシングによる効率的かつ確実な事務手続きの実現に向けた取組を進めていく。
	（ク）財産の適正管理 令和３年度行政監査において備品の適正管理について意見を述べ、以後の定期監査において指摘等を行っているところであるが、未だに財務規則に基づく照合確認や、供用の状況の記録・管理が適切に行われず、現物と物品管理システムの登録データとの間に齟齬のある所属が散見されることは誠に遺憾である。 県では、財務規則に基づく照合確認の徹底、「物品管理・調達事務マニュアル」及び「売払い・廃棄等事務の手引き」の改定、物品管理に係る研修実施、会計事務指導検査時の巡回指導等により、適正管理に取り組んでいるが、指定管理者が管理するものを含め、一元的なモニタリングが必要である。物品は公金が形を変えたものであり、その亡失、損傷などがあった場合には、職員個人の賠償責任も問われ得るものであることを理解し、指定管理者が管理するものを含め、全ての備品について照合確認を行い、現物の状態や使用・貸付の状況を正確に記録するとともに、不用品の増加は保管費用の増加に加え、売却時期を逃すことで県有財産の有効活用を逸していると捉え、適切に処分を進められたい。

対 応 状 況	【出納局 契約課】 取組内容 財務規則に基づき各所属が主体となる備品管理を前提に、全体の水準向上を図る観点から、会計事務指導検査において登録備品の実地確認を実施するとともに（継続）、本庁各課・室に対して備品照合確認結果の再点検を求めた（新規）。併せて、まずは手始めの取組として、長期保有により陳腐化が懸念されるカメラ類等について、抽出・点検を行い、使用状況等の把握を行った。さらに、不用品については「売払い・廃棄等事務の手引き」に基づく処分を個別に促した（継続）。
	成果（取組結果） 令和7年度は、地方公所155か所で計318点の登録備品の管理状況を確認したほか、本庁13課に対し計61点の備品について使用状況等の報告を求め、一定程度の実態把握が進んだ。また、不用品の存在が確認された所属に対しては処分を促し、適正管理に向けた意識付けと状況の把握を図ることができた。
	今後の課題 現物と台帳の不一致や、物品の状態・使用状況・貸付状況の記録不足が一部で見られるほか、指定管理施設を含めた管理状況の把握にばらつきがあり一元的な管理が十分とは言えず、さらに貸付等による物品の移動が台帳に適時・正確に反映されていない可能性があることから、記録の徹底と実態把握の強化が課題である。
	令和8年度以降の取組 会計事務指導検査等の機会を通じ、物品の状態、使用状況及び貸付状況の正確な記録について周知徹底を図るとともに、同検査時の自己点検チェック項目に「備品管理」を位置付けるほか、指定管理施設を含めた「備品照合確認集中期間」の設定について検討し、全所属での一斉点検の実施につなげるなど、各所属における主体的な確認の定着を図る。併せて、不用品の計画的かつ適時の処分を引き続き促進し、備品の適正管理の徹底に努める。
（ケ）公社等外郭団体の経営改善と自立的運営 令和6年度は、46団体が公社等外郭団体として指定され、そのうち改善支援団体は、前年度と同じ5団体であった。県では、これまでの取組を踏まえ、令和7年3月に「宮城県公社等外郭団体自立経営ガイドライン」を策定したところであり、引き続き、県の関与の更なる適正化を図り、公社等外郭団体の一層の自立と政策の効率的かつ効果的な実現を図られたい。あわせて財政的援助団体等監査において累積欠損金や債務超過が認められた団体に対しては解消に向けた当該団体の取組を支援するとともに、運営手続きの不備が認められた団体に対しては関係法令の遵守と適正運営について助言、指導に努められたい。	
対 応 状 況	【総務部 行政経営企画課】 取組内容 ・令和7年度指定の45団体に対し、経営状況等に関する団体の自己評価結果や経営上の課題などを踏まえ、所管部局が主体となって必要な助言や指導を行った。（継続） ・令和7年度に新たに施行した「宮城県公社等外郭団体自立経営ガイドライン」により公社等の自立推進に向けた基本的な考え方等を示すとともに、庁内の所管部局に対して「宮城県公社等外郭団体経営評価及び運営指導指針」により実務的な指導方針を示すことで、県の関与の更なる適正化を図った。具体的には、団体に年間の組織運営及び財務の健全性の目標を設定してもらう仕組みにし、主体的に経営改善を図ることができるような環境を整えた。（新規）
	成果（取組結果） ・「宮城県公社等外郭団体自立経営ガイドライン」及び「宮城県公社等外郭団体経営評価及び運営指導指針」に基づき、早期に改善が必要な団体を「経営検証団体」として新たに分類し、早い段階から重点的な経営改善指導ができるようにした。 ・令和7年度は、財務状況の悪化により「改善支援団体」が3団体から4団体へ1団体増えたものの、当該団体を「公社等外郭団体経営評価委員会」の調査審議の対象とし、重点的に経営改善に向けた指導を行った。
	今後の課題 ・「改善支援団体」に対する重点的指導・助言を引き続き行うとともに、学識経験者等による委員会の限られた人的資源を効率的に活用しながら、「経営検証団体」に対しても経営改善指導を行う必要がある。 ・小規模団体においては、職員の自己啓発のための単独での研修開催が困難であることから、必要な支援をしていく必要がある。
	令和8年度以降の取組 ・「宮城県公社等外郭団体自立経営ガイドライン」及び「宮城県公社等外郭団体経営評価及び運営指導指針」に基づき、引き続き適切な経営改善を推進していく。 ・令和8年度から、「経営検証団体」については、「公社等外郭団体経営評価委員会」の調査審議対象団体の選定基準を新たに設定し、運用を開始する。審議の優先度を明確に定めた選定基準により、早期に改善が必要な団体に対して適時適切な経営改善指導を図る。

	・公社等の担当者に対する合同研修会を継続的に実施し、公社等の組織力の向上を図る。
	(コ) 地方公会計制度の活用 統一的な基準による地方公会計制度は、発生主義・複式簿記会計の考え方により、減価償却や退職手当などの将来的な負担を含む正確な行政コストの把握、資産・負債のストック情報の明示、公共施設マネジメント等への活用など、これまで見えにくかった財政状況の「見える化」が期待できる制度である。これまで県では、研修により制度理解の浸透と実務能力の向上に努めたほか、令和6年度には、公立学校の減価償却率と維持補修費を分析し、学校ごとに自ら分析できるよう様式を整備するなどの取組を行ってきた。 引き続き、日々仕訳の業務マニュアルについて不断の見直しを進め、精度の高い財務書類等の作成を行うとともに、受益者負担の適正化をはじめ、資産の管理、予算審議など、持続可能な財政運営に公会計制度を活用できるよう、更なる検討を進められたい
対 応 状 況	【総務部 財政課】 取組内容 ○施設の使用料の見直しに当たっては、財務書類の分析結果を用い、減価償却費などを含んだフルコストを正確に把握する。(拡充) ○実務担当者向けの簿記研修(4回)及び管理監督者向けの研修(2回)を実施したほか、日々仕訳の研修(6回)の実施及び業務マニュアルを整備した。(継続) 成果(取組結果) ○減価償却費を算定に含めることにより、将来の施設維持に不可欠な使用料改定であることを客観的に説明することが可能となった。 ○実務担当者を対象とした簿記研修は75名、新任の管理監督者を対象とした研修は33名の参加があり、幅広く公会計に必要な知識の普及に努めた。 今後の課題 ○フルコストを基に算定すると、従来の使用料と大きな乖離が生じるケースがあるため、県民の利用しやすさや近隣施設の状況、経済情勢等を踏まえた激変緩和措置や調整についても検討が必要である。 ○予算審議や政策決定における公会計情報の活用事例が少なく、活用機会の拡充が必要である。 令和8年度以降の取組 ○国の研究会で公表されている活用事例や他団体の状況も参考としながら、「みやぎ財政運営戦略(第4期)」に掲げる公会計制度の活用による受益者負担の適正化をはじめ、事業別セグメント分析を中心とした試行分析を実施していく。
対 応 状 況	【出納局 出納総務課】 取組内容 ・精度の高い財務書類等を作成するため、総勘定元帳の整備に当たっては、仕訳マニュアルを始めとするマニュアル等を適時適切に見直すほか、所属における日々仕訳や決算整理作業に対し仕訳内容の確認や修正の支援を行う。 成果(取組結果) ・年度当初に通知を発出することにより、所属において計画的に業務に当たれるよう周知を図った。(継続) ・前年度の実施状況を踏まえ、問合せの多い項目などについて、「決算整理マニュアル」の改訂や「仕訳マニュアル」の改訂を行い、掲示板により所属への周知を図った。(継続) ・所属からの質疑の受け付けを、原則、「専用メール」から「AppSuite」に変更することにより、質疑応答集として活用できるようにした。(拡充) 今後の課題 ・所有外管理資産の資産登録など、今後始まる新たな業務を含め、より分かりやすいマニュアル等を整備していく必要がある。 令和8年度以降の取組 ・所属において決算整理作業を開始する前に「決算整理マニュアル」を改訂するとともに、他のマニュアル等についても引き続き適時適切に見直しを進めていく。

イ 内部統制の定着と組織体制の強化

	(ア) 内部統制の取組状況と課題 「宮城県内部統制評価報告書審査意見書」においては、評価手続及び評価結果について相当であるとした上で、発生した重大な不備への実効性のある取組の強化と組織としての再発防止を強く求めたところである。内部統制が法制化された令和２年度以降、不備の件数は順調に減少しており、内部統制が徐々に職員に浸透しその成果が現れているものと評価できる一方、キャッシュレス化の推進や庶務業務の集約化など新たな取組が始まっており、今まで想定されていないリスクが今後発生することも考えられることから、職員を守る観点からも予防的な対策の強化を検討されたい。本県独自の動的モニタリングシステム「みやぎファインプレーポイント」及び多所属間双方向検証「マルチアングルゼミナール」については、その効果を検証し、更に職員に浸透させることを求める。 令和７年４月に改定された「内部統制行動計画」では、標準的なリスク対応策の拡充などのほか、内部統制推進部局の体制強化を図っており、今後はオフィス改革や働き方改革と連動させた県全体のマネジメント力の向上や、組織全体のガバナンス力の向上を目指して、内部統制の更なる浸透・定着を図られたい。
対応状況	【出納局 出納管理課】 取組内容 ○ 重大な不備については、私費会計に係る事案が再発していることから、私費会計の適正管理のための体制整備を踏まえた共通リスクの選定やリスク回避策の資料を改正し、新たな不備への予防を促した。(新規) ○ みやぎファインプレーポイントにおいて、キャッシュレス化や電子契約など、新たな取組に対する優良事例を選定し、職員へ積極的に周知を図った。また、キャッシュレス決済等の取組に対しては、令和７年度からリスク評価の項目を追加するなど、新たな不備への予防を促した。(継続) ○ マルチアングルゼミナールでは、評価のための参加者アンケートにより効果検証を行い、その結果や優良事例を出納局の職員向け広報誌で全庁的に周知し、内部統制の浸透に努めた。(継続) ○ 今後もオフィス改革及びＩＣＴ・ＡＩ等の新たな技術を活用するなど、コミュニケーションの活性化や業務の効率性によりマネジメント力の向上を図るとともに、毎年度当初に「誠実性と倫理観に対する重要性」を知事自らが表明することにより、内部統制の更なる浸透・定着を推進する。(拡充)
	成果（取組結果） ○ 私費会計に関しては、実務に即したリスク回避策等の資料を拡充したことで、所属における管理体制の適正化が促進された。 ○ みやぎファインプレーポイントやマルチアングルゼミナールから得られた知見を全庁的に周知したことで、各所属における不備の未然防止のための知識向上を図った。キャッシュレス化等の新たな取組に対するファインプレーポイントも投稿されており、時機を捉えた優良事例の横展開を図ることができた。 ○ 知事から、所属長を中心に内部統制の定着に取り組むとともに、仕事に当たっての心構えとして「誠実性と倫理観」を持って業務にあたるよう、全職員に対して一層の内部統制の強化について指示を行った。
	今後の課題 ○ 令和７年度不備件数は減少している一方で、重大な不備は依然として発生しており、引き続き不備の発生原因を検証し、新たに発生したリスクに応じた対応策を追加修正するなど、制度を効果的に機能させることが必要である。
	令和８年度以降の取組 ○ 不備の傾向を踏まえたリスク選定など、実効性の高い取組が行われるよう各所属に対し指導・助言を行いながら、様々な機会を捉えて不備の再発防止に向けた取組を支援していく。 ○ 管理職はもとより職員一人一人が「誠実性と倫理観」を持ち、働き方改革と連動した業務の効率性を高めることで、県全体のマネジメント力の向上や組織全体のガバナンス力の向上を目指し、内部統制の更なる浸透・定着を推進していく。

（イ）人財の確保・育成と組織体制の強化 職員採用試験（大学卒業程度）の最終倍率は、令和５年度 4.3 倍、令和６年度 3.2 倍、令和７年度 3.4 倍と低下傾向にあり、また、自己都合等退職者に占める 20 代及び 30 代の若手職員の割合は 6 割から 7 割と高止まりしている。持続可能で良質な行政サービスの提供体制を確保する上で極めて憂慮すべき事態であり、県組織全体で危機感を共有し、総合的な対策を講ずる必要がある。 県では、令和６年度に「職員確保緊急プラン」を策定し、採用試験の応募者確保や、オフィス改革・テレワーク環境の充実など多様な働き方の実現、男性職員の育休取得率 100%に向けた支援や女性管理職の積極的登用などに取り組んでいるところであり、引き続き、適正な人員配置・組織改編に加え、外部人材活用などの柔軟な対応により組織全体の効率性向上に取り組まれない。	
対 応 状 況	【総務部 人事課】 取組内容 組織体制及び県民サービスの維持に向けて、必要な職員数の確保に全庁一丸となり総合的に取り組む必要があることから、令和６年度に職員確保緊急プランを策定し、３つの柱を中心に取り組むこととしている。（継続） ①応募者確保・・・これまでも様々な広報活動に取り組んできたが、それらを更に強化する。また、試験内容の見直しを行い、より幅広く、多くの方に受験してもらえるよう取り組む。 ②多様な働き方の実現・・・仕事とプライベートの両方を充実させるためには、職員一人一人のライフスタイルに合わせた働き方を推進していく必要があり、学生などから就職先として選んでもらえるよう、また、現在働いている職員にも満足してもらえるよう、環境改善や風通しのよい魅力的な職場づくりに取り組む。 ③安心できる暮らしの支援・・・職員にしっかりと安心して働いてもらうためには、勤務条件等の充実が不可欠であり、処遇改善や福利厚生の実施に取り組む。
	成果（取組結果） 応募者確保としては、技術職インターンシップにおいて、主に県外からの参加者に対する旅費支給制度を、令和７年度から新たに導入したことなどにより、インターンシップ全体で参加者が増加（R7：410 人、R6：358 人）し、試験見直し関連では、主に中途退職者（アルムナイ）にアプローチし、関係性の維持・強化を図りながら、再度の採用に向けたスキームの構築等に役立てるため、専門サービスを利用したアルムナイネットワークを構築するとともに、カムバック採用も実施した。（R8.4.1 採用：4 人） また、フレックスタイム制において、令和８年１月から基本的に全職員が週休３日取得も可能となるよう制度を改正し、ライフスタイルに合わせて多様な働き方が実現できるよう取り組んだ。（R7：39 人、R6：5 人）
	今後の課題 職員確保については、採用試験の応募者確保等の取組と併せて、離職防止対策も重要であり、適正な人員配置・組織改編に向けては、業務のダウンサイジングといった視点も踏まえたかたちで取り組む必要がある。
	令和８年度以降の取組 応募者確保として、各部局においては引き続き、職場体験バスツアーや学校訪問などの広報活動を重点的にを行い、試験見直しとしては、一部の技術職を対象として、大学３年生から受験可能となる、「大学卒業程度・秋期枠」の区分を令和８年度から新たに導入する。これにより、早期合格となることで就活の負担を解消し、応募者増に繋げるもの。
（ウ）働き方改革の推進 働き方改革の目的は、活発なコミュニケーションのもとで職員が成長と働きがいを実感し、効率的な業務によって県民から信頼される質の高いサービスを提供する、魅力ある職場風土づくりである。 県では、「みやぎ行政運営・働き方改革推進プラン（令和７年度）」を策定し、新たな課題、解決した課題等を加除修正しながら毎年度見直しを行うこととしている。デジタル技術を活用した、業務の生産性の向上とプロセスの改善や働きやすい環境の整備などにより、県民も職員も満足する持続可能な行政運営を目指して取組を進められたい。 現在、ペーパーレス化の推進と電子決裁の浸透、ビジネスチャットやＷｅｂ会議の活用などの業務のデジタル化が進み、テレワークなどの多様な働き方が選択できる環境が整いつつあるが、その利用実績は一部の職員にとどまっている。育児や介護などの属人的な理由による利用にとどまらず、テレワークに適した業務の仕分けを行うなど、戦略的に取り組まれない。 男性職員の育児休業取得実績は、令和６年度 98.7%（令和５年度 85.7%、令和４年度 65.4%）と「第４期宮城県特定事業主行動計画」の目標数値 100%に近づく一方、職員１人当たりの月平均時間外勤務時間は 16.2 時間と３年連続で減少したものの目標数値 12.5 時間を上回っている。引き続き、時間外勤務の縮減に取り組むとともに、職員の負担軽	

減のため、業務量のダウンサイジング、業務分担の柔軟な見直し、部・課を超えた短期業務支援の活用範囲の拡大の検討など、育児や介護などによる長期休業を取得しやすい職場環境の構築手法を検討されたい。

対応状況	【総務部 人事課】 取組内容 時間外勤務の縮減に向けては、時間外勤務等取扱要綱に基づく事前命令や長時間時間外勤務者の把握などについて、管理職員による適切なマネジメントが徹底できるよう、メールマガジンでの意識付けなどを継続したほか、事務事業の見直しや庁内D Xの推進による業務の効率化、部局ごとの完全定時退庁日の設定などの取組を行った。(継続) また、これまで小学校入学までを対象としていた育児部分休業の更なる拡大の検討や、育児、介護に限定していた週休3日制の対象範囲の拡大を検討し、柔軟な働き方による職場環境の改善も促進した。(新規) 加えて、各部局と協力しながら業務のスクラップアンドビルドを行いつつ、組織体制を見直している。(継続) さらに、短期間の育児休業や災害派遣等への対応や一時的な繁忙期の対応によるマンパワー不足が発生した時の職員の負担軽減を目的として、人事課が任用している会計年度任用職員を派遣する取り組みを試行的に行っているところ。(新規)
	成果（取組結果） 知事部局等における令和7年度の時間外勤務実績については、職員1人当たりの月平均時間外勤務時間が、16.0時間となり、昨年度よりも0.2時間の減となった。 育児部分休業の対象範囲の拡大にあたる子育て部分休暇を令和8年度から創設した。今後は活用状況等の把握し、効果検証を進めていく。週休3日制の対象を令和8年1月から全職員に拡大したことで、週休3日制の活用者が昨年の5人から57人に拡大した。 また、令和6～8年度とそれぞれ計5名の会計年度任用職員を採用し、業務支援要望のあった所属に派遣を実施した。
	今後の課題 これらの取組により令和7年度の年1人当たりの時間外勤務時間は昨年の、194.4時間（月平均16.2時間）から191.6時間（月平均16.0時間）に減少したものの、第5期宮城県特定事業主行動計画の目標値（年1人当たり150時間以下）に対し42時間の乖離があるため、今後より一層、縮減に努めていく必要がある。
	令和8年度以降の取組 引き続き要綱等に基づく手続きの徹底や、年度当初などの通知発出により所属ごとの環境づくりが進むよう周知するとともに、職員1人1人が自らの働きやすさを実現できるような、事務事業の見直しや組織内の業務平準化・効率化などに取り組むほか、管理職員のみならず職員に全体に勤務時間制度を柔軟に活用した働き方の変革に取り組んでいく。
対応状況	【総務部 行政経営企画課】 取組内容 (1) 前年度の実証を踏まえ、先進的なAI機能を有するコラボレーションツールであるGoogleWorkSpace（GWS）を約700アカウント導入。DX推進職員や幹部職員を中心に配布し、本格的な運用を開始した。また、知事自ら出席する職員向け研修を全5回主催するなど、普及啓発に努めた。(新規) (2) リモートデスクトップサービスのライセンス数を100から200に拡充して調達・運用を行った。また、職員向け在宅勤務ガイドラインにおいて、業務の性質を「すぐに実施可能」なものから窓口や現場など「実施不可」なものまで4区分に整理し、在宅勤務がしやすい情報提供を行っている。(継続) (3) 短期業務支援について、行政経営企画課の正規職員2名を3か月間ずつそれぞれ2所属、計4所属に配置した。また、派遣労働者の受け入れについて一括で契約し、県事業に加え年度内2回実施した国の経済対策などに対応する延べ62名を39所属に配置した。(継続)
	成果（取組結果） (1) 生成AIの本格導入により、議事録作成、資料要約、情報収集などの内部事務を中心に活用が進み、業務の生産性向上が図られたほか、有用な活用事例が部局を超えて共有される動きが見られた。アンケート調査(対象者)の結果、1人当たりの年間業務削減時間は平均で35.4時間(中央値)程度と試算。 (2) 利用環境の整備や制度の周知等によって、テレワークが浸透し、在宅勤務の実績が前年度の延べ2,921人日から4,225人日に増加した。育児・介護等の理由がない職員も、集中して行うべき業務（計画策定や分析等）での効果的な実施や、余暇時間の有効活用など、多様なテレワーク利用が増加したものと考えられる。

	(3) 短期業務支援の機動的な運用により、年度途中の突発的な必要人員のニーズに適時適切に対応することができ、支援対象所属における時間外勤務の縮減や正規職員の業務負担軽減といった具体的な成果を得た。
	今後の課題 (1) 生成 AI の本格導入により「個人の作業」の効率化は進んでいるが、「業務プロセス改善」など組織的な活用は十分ではない。また、活用頻度の高い職員とそうでない職員の二極化が進んでおり、全庁的な底上げが必要である。 (2) R8.10 月頃までに職員端末が更新されることにより、テレワークに対する物理的な制約が軽減されるため、育児や介護等の個別事情によらない多様なテレワークの活用促進や気兼ねなく利用できる職場風土づくりを更に推し進める必要がある。 (3) 短期業務支援を受ける所属において、「どの業務を派遣労働者に切り出せるか」の判断基準が不明確であり、マッチングや指示出しの事務負担が生じている。
	令和 8 年度以降の取組 (1) 全職員が安全に使える生成 AI 環境の整備を行うとともに、単なる操作研修にとどまらず、生成 AI 活用を前提とした「業務プロセス改善」等の組織的な活用事例を調査し、その成功パターンを全庁へ横展開する。また、個人作業における事例についても引き続き共有を図り、より多くの職員が幅広い業務に活用できる環境を構築する。 (2) 職員端末の更新後も一定のニーズが想定されるため、リモートデスクトップサービスの運用は規模を縮小しながら継続する。また、「テレワークしやすい風土」を全庁に定着させるため、管理職への周知や手順の簡素化を図るとともに、多様な業務におけるテレワーク事例（オンライン会議による調整等）の収集・共有によって更なる活用促進に取り組む。 (3) 短期業務支援の規模拡大と並行して、業務切り出しの基準ルールを明確化し、所属と派遣職員のスキルマッチングを円滑に行える体制を整えることにより、職員の業務量縮減を目指す。
	(エ) 職員の健康管理 職員が能力を最大限に発揮するためには、心身の健康が何より重要である。令和 6 年度に、知事部局及び各種委員（会）事務局において精神疾患により 7 日間以上の病気休暇を取得した者は、前年度より 15 人少ない 122 人であったが、平成 22 年度の 67 人と比較して 1.8 倍と大きく増加しており、病気休暇者の 7 割は病気休暇の取得日数が 50 日以上となっている。また、教育委員会における精神疾患での 7 日間以上の病気休暇者は前年度より 37 人多い 106 人で平成 22 年度の 2 倍、うち約半数が取得日数 91 日以上である。 メンタルヘルス対策は、職員の働きがいや組織・仕事への主体的な貢献意欲などの確保においても重要であり、長時間勤務者に対する医師による面接指導や主務課の健康管理スタッフによる保健指導の実施、ストレスチェックの集団分析結果による職場環境改善に向けた助言などの取組等について、更なる運用改善に取り組まれない。 パワーハラスメントやセクシュアル・ハラスメントなど、職場におけるハラスメントは、執務環境を著しく悪化させ、職員の能力発揮を阻害して公務能率を低下させるだけでなく、被害を受けた職員の心身に深刻な影響を及ぼすものであり、決して許されない。 研修や会議を通じて、各種ハラスメントに該当する事例や、そうした行為をしないための留意事項及び職務に必要な指示・指導や助言も含めて自分の考えを適切に伝える技術等について、職員に繰り返し情報提供するとともに、心理的安全性が高く、良好なコミュニケーションにより人間関係が確保された職場づくりを推進されたい。あわせて、公益通報制度も含む職員の各種相談制度が、実質的に機能しているか、その実効性を適時適切に確認されたい。
対 応 状 況	【総務部 行政管理室】 取組内容 職員が安心して働ける職場環境となるよう、日頃から、階層別研修における公務員倫理の講義、「こころの身だしなみ」チェックシステムによる自己点検、総務部長通達「職員の職務に係る倫理の保持について」の発出、ハラスメント防止に関する研修会など、あらゆる機会を捉えてハラスメントの防止や指導等に際しての留意点などを周知しているほか、所属において職員の服務指導を担当する管理職員を対象として実施している管理者支援においても、ハラスメントや心理的安全性の高い職場環境づくりについて情報共有・意見交換を行い、業務に活かす取り組みを行っている。（継続） 相談制度の実効性確保のため、公益通報制度においては、外部の担当弁護士と連携を図り、県が行う通報対応に対し必要な助言を得ることとしているほか、ハラスメント相談対応においては、対応方針や調査結果について相談者と共有し、相談者の意向を踏まえた対応を行っている。（継続）

対 応 状 況	成果（取組結果） ・階層別研修における公務員倫理の講義： 新任職員、主事・技師、主査級、主任主査級、班長、総括課長補佐級、技能労務職員 ・「こころの身だしなみ」チェックシステムによる自己点検： 令和7年8月～9月に約5,000名を対象に実施 ・総務部長通達「職員の職務に係る倫理の保持について」： 令和7年4月23日及び令和7年12月3日発出 ・ハラスメント防止等講習会： 令和7年8月27日に実施、79名が受講 ・管理者支援（会議方式）： 令和7年10月に5回実施、59名が参加 ・内部通報弁護士委託契約： 令和7年4月1日から令和8年3月31日 内部通報への対応において、外部の担当弁護士に適宜助言を求めるとともに、対応結果の報告を行った。また、ハラスメント相談においては、受付時点で相談者の意向を十分確認した上で対応するとともに、対応方針や調査結果について相談者に報告し理解を得るようにしている。
	今後の課題 ハラスメント防止や良好なコミュニケーション等による心理的安全性の高い職場環境づくりについて、研修や通達等、あらゆる機会を捉えた周知・啓発を継続していく必要がある。 外部の担当弁護士との連携や、相談者の意向を尊重した丁寧な対応を継続していく必要がある。
	令和8年度以降の取組 引き続き、あらゆる機会を捉えて周知・啓発を継続する。 公益通報に対しては、引き続き外部の担当弁護士と連携を図りながら対応するとともに、各種ハラスメント相談に対しては相談者の意向確認及び対応結果の報告を行うなど丁寧な対応を継続する。
	【総務部 職員厚生課】 取組内容 メンタルヘルス対策 ・長時間勤務者について、産業医が対象職員に対する保健指導及び対象所属長等に対する助言指導を行った。 ・令和6年度のストレスチェックにおける高ストレス者と判断された職員全員に電子メールにより面談勧奨を行い、希望する職員へ医師との面談指導や職員健康相談室での健康相談を実施した。また、ストレスチェックの結果を踏まえ、ストレスに関する知識や対処法を学ぶ機会として、職場研修（セルフケア）や管理監督者向け及び一般職員向けのメンタルヘルスセミナーを適宜開催するとともに、所属単位のセルフケアセミナーを実施した。（継続） ・職場巡視を実施し、執務環境の確認を行い、安全面での対策が必要な事項について改善を求めた。（継続） ・関係する規程や参考様式などをイントラに掲示し、地方機関において安全衛生に関する取組が自主的に行えるよう支援した。
	成果（取組結果） ・長時間勤務者に対する保健指導 294人 助言指導所属延数 145所属 ・ストレスチェック面談 16人 ・メンタルヘルスセミナー 管理監督者向け6回、階層別研修（公研）10回、一般職員向け3回、所属向け19回 ・職場巡視実施箇所数 本庁 60課室（うち指摘あり 20課室） 地方機関 47公所（うち指摘あり 1公所）
	今後の課題 地方機関における安全衛生委員会の開催等について、引き続き啓発する必要がある。
	令和8年度以降の取組 ・厚生労働省が推進する心のサポーター養成研修を開催し、風通しの良い職場を目指し、職場全体に目を配る役割を担える職員を育成する。（新規） ・ストレスに関する知識や対処法を学ぶ機会として、管理監督者向け及び一般職員向けのメンタルヘルスセミナーを適宜開催するとともに、所属単位のセルフケアセミナーを実施する。（継続）

	・職場巡視を実施し、執務環境の確認を行い、安全面での対策が必要な事項について改善を求める。(継続) ・各所属において、安全衛生に対し実効性のある取組となるよう、安全衛生委員会の運営方法の周知やサポート等を行っていく。 ・令和6年度から産業医、相談員を増員して相談体制を強化しており、女性特有の健康問題、禁煙に関する相談など、令和8年度も引き続き職員の健康に関する様々な相談に対応する。
対応状況	【教育庁 総務課、教職員課】 取組内容 県立学校各校のコンプライアンス推進担当者（原則、教頭及び事務次長が担当する）に対する研修会を年2回実施（継続）し、そこでの研修内容を各校に展開しているほか、特にパワーハラスメント防止に向けては、新任校長、教頭、事務室長など新任管理職向けの研修を実施（新規）し、加害者とならないためのポイントに加え、職員間トラブルの発生時の適切な関与について理解促進を図った。また、県立学校の全ての教職員を対象に、パワーハラスメントの加害者や、被害者、傍観者にさせないことを目的とした悉皆研修を、オンデマンドで実施（新規）し、その中でその他の各種ハラスメントにおいても、加害者にならないように注意するとともに、被害を受けた場合には速やかに然るべき管理職に相談するよう周知した。また、悩みを抱えた職員が相談しやすいよう、教育委員会内に設置している教職員SOS相談窓口の周知に努めた（継続）。 あわせて、公益通報制度については、教育委員会内の通報窓口のほか、外部窓口として担当弁護士を置くとともに、通報等を受けた際は、通報対象事実を確認したうえで、調査等の必要な対応を行っている（継続）。 成果（取組結果） 上記研修会により風通しの良い働きやすい職場環境になるよう各校に周知されたことに加えて、SOS相談窓口には令和7年度は3月までに19件の相談が来ており、然るべき専門機関への照会も含めて、対応している。 今後の課題 今後も引き続きハラスメントが起きない、全ての職員が働きやすい、風通しの良い職場作りに取り組む必要がある。 令和8年度以降の取組 各種研修について、実効性の高い研修になるように工夫して取り組んでいく。
対応状況	【教育庁 福利課】 取組内容 教育委員会では、長時間勤務者に対し、本人の申出により医師の面接指導を実施する他、健康障害発生のリスクが高い教職員の所属を訪問し、医師からのアドバイスをもとに本人及び管理職への指導を行っている。(継続) 長時間勤務者に対する医師の面接指導体制を拡充するため、令和8年度から教職員数50人以上の所属に選任されている産業医が実施する体制を整えた。(拡充) 長時間勤務による健康障害を未然に防止するため、新任管理職に対して疲労の蓄積が原因で起こる健康障害についての理解を深め本人に対する指導及び職場環境の整備を図る目的で「過重労働対策セミナー」を実施している。(継続) また、各所属に設置されている衛生委員会において長時間勤務対策について審議することを必須としている。(継続) 実施が努力義務である50人未満の学校等も含めて、所管する全教職員に対しストレスチェックを実施し、自らのストレス状況への気付きを促すとともに、各所属の集団分析結果を職場環境改善につなげるため管理職を対象としたストレスチェック活用研修会を実施している。(継続) また、メンタル不調で休職となった教職員の年代や異動状況等をみると、特に若年層（勤務3か所目まで）で人事異動をきっかけにメンタル不調となる例も見うけられることから、令和4年度から、初めて人事異動を経験した教職員等及び初任者の相談役に指定されたメンターを対象とした研修会を実施している。(継続) 成果（取組結果） 各所属の衛生委員会で審議された長時間勤務対策を福利課で取りまとめ、好事例等を所属間で共有した。学校現場における長時間対策をより具体的に把握し他の学校にも展開することで、各所属での労働安全衛生管理対策の充実につながった。

対 応 状 況	令和7年度のストレスチェック集団分析結果から、仕事上のストレスが健康に影響を与えるリスクは全国平均よりも良好な結果となった。仕事の量的負担及び上司の支援の判定は令和6年度と同じ数値となったが、仕事の裁量度、同僚からの支援の判定は令和6年度より数値が改善した。このことは、集団分析結果を職場環境の改善へつなげることを目的として実施している「ストレスチェック活用研修会」に一定の効果があつたものと考えられ、令和7年度から参集型からオンデマンド型へ切り替えたことにより、受講者数も増加し、職場環境の一層の改善が期待できる。 また、若年層を対象としたメンタルヘルス研修会の受講者を対象としたアンケートでは、「大変参考になった」「ある程度参考になった」との回答が9割を超えており、受講者の自己コントロールやコミュニケーション力の向上に役立った。
	今後の課題 高ストレス者や長時間勤務者に対して、医師による面接指導の勧奨や各種相談窓口の紹介を積極的に行い、健康障害の発生を未然に防止する必要がある。
	令和8年度以降の取組 ストレスチェックや各種メンタルヘルス研修の実施等、上記内容に継続して取り組む。長時間勤務者に対する面接指導について、令和8年度から実施体制を拡充したが、実施上の課題等を整理しながら、引き続き教職員の健康障害を未然に防止するための体制確保に取り組む。
	(オ) 学校徴収金の適正な管理・運用 県立学校における学校徴収金については、教職員による百万円を超える私的流用が相次ぎ、極めて憂慮すべき状況にあったことから、県では、令和6年度から抜き打ちを含め全ての学校への実地調査などチェック体制の拡充、法人用クレジットカードやネット通販サービスの活用など管理方法の見直し、県立学校校長会や教科研究会等への学校徴収金会計による負担の廃止などに取り組んでいる。 引き続き、不正発生の3要素（動機・機会・正当化）を理解し、不正な会計処理を可能又は容易にする機会が生じないよう学校におけるガバナンスを確立し、職員を孤立させず、いつでも相談又は通報できる体制を確保、周知するなど、組織として職員を不正から守る職責を果たすほか、学校間相互調査の全県域への拡大など不正発生の防止に取り組まれない。 また、本来公費負担が相当とされる経費について、前例踏襲等の理由から、学校徴収金会計から支出する事案が見受けられた。「学校徴収金取扱マニュアル（令和7年3月改定）」中の「学校管理運営経費の公費・私費の区分等」に基づき、適正な管理・運用に取り組まれない。
対 応 状 況	【教育庁 高校財務・就学支援室】 取組内容 ・「学校徴収金取扱マニュアル」中の「学校管理運営経費の公費・私費の区分等」の考え方も含めた適正な学校徴収金の取扱いについては、県立学校長会議、県立学校事務長会議、新任校長・新任教頭研修会等の場において、不正な会計処理を可能又は容易にする機会を生じさせない職場環境づくりや、教職員を孤立させない体制を整備するなど、ガバナンスや組織マネジメントを確立させることの重要性に関して、繰り返し説明し、管理監督職員としての職責を果たす意識の醸成を図った。（継続） ・令和7年度は、実地調査として、全ての県立学校（91校）を訪問した。また、実地調査と並行して新たに全ての県立学校を20のグループに分け、学校間相互調査を試行した。（継続）・（新規） ・実地調査の実施に当たっては、会計事務処理状況の適正化に向けて不正な会計処理を防止する体制が確立されているか、学校管理運営経費の公費と私費の区分が適正になされているかといった観点で各校における取組状況を確認し、管理監督職員を含め、具体的な指導・助言を行った。（継続） ・学校間相互調査の手法としては、学校徴収金取扱マニュアルに基づく項目の聴取を事務室長が担当し、各会計の通帳と帳票等の突合確認を事務次長が担当して調査を行った。（新規） ・令和6年度及び令和7年度の実地調査の結果、取組が不十分であった32校については、抜き打ち調査を実施し、取組や改善状況を確認した。（拡充）
	成果（取組結果） ・実地調査の際に改善を指導した学校に対しては、後日、抜き打ち調査等での訪問時に、管理体制が改められていることを確認した。 ・学校間相互調査については、アンケート調査の結果、「他校の事務処理を直接見ることができ、参考になった。」「より良い方法を情報交換しながら考えることができた。」「様式や事務処理方法を自分の学校でも取り入れたい。」などの意見があり、他校の事務処理状況を確認することで好事例の横展開につながる効果があった。
	今後の課題 ・教職員を孤立させず、いつでも相談又は通報できるような風通しの良い職場づくりが必要である。 ・学校全体における内部統制及び学校徴収金取扱マニュアルに基づいた事務処理の定着が必要である。

	令和 8 年度以降の取組 ・ 令和 7 年度に試行した学校間相互調査を学校の職員主体とした形で本格的に実施する。当該調査の実施に当たっては、従来の不正な会計処理を防止する観点の調査項目に加え、学校管理運営経費の公費と私費の区分の適正化を浸透させるための調査項目を設定する。 ・ 県立学校長会議や県立学校事務長会議のほか、新任校長・教頭研修会等の管理監督者が多く参集する場において、組織マネジメントの重要性やガバナンスの確立について丁寧な説明をし、学校徴収金取扱マニュアルに基づいた事務処理が確実に定着するよう取り組む。
--	--

ウ 組織横断的な視点による取組

	(ア) D X の推進 県では、「みやぎデジタルファースト宣言」を掲げ、「みやぎ情報化推進ポリシー（2021～2024）」の重点目標に沿って、最適化による県民サービスの向上、地域の課題解決と活力の創出、デジタル技術の活用による働き方改革の推進に取り組んできた。令和 6 年度は、デジタル身分証アプリの本格運用の開始や窓口におけるキャッシュレス決済の導入、「みやぎ電子申請サービス」へのキャッシュレス決済機能の追加などを実施したところである。引き続き、「みやぎ D X 推進ポリシー（2025～2027）」に基づき、市町村と連携しながら、あらゆる分野でデジタル技術をフル活用するための施策を展開されたい。 人口減少局面において行政サービスの維持・向上を図るためには、引き続き、R P A やノーコードツール、生成 A I などのデジタルツールを積極的に活用し、業務や組織文化を変革していく D X 人材を育成するとともに、不正アクセスや情報漏洩などの不祥事発生を防止する対策を強化されたい。 また、公文書の電子的管理を原則とし、文書の作成から保存、廃棄又は歴史的公文書としての管理までの一連の過程を対象とした統一的な文書管理ルールとなる「公文書の管理に関する条例」が令和 7 年 7 月に公布された。令和 8 年 4 月の施行に向けて、行政文書管理指針の策定と行政文書管理規程の改正、及びそれらの徹底を図るとともに、新条例に対応した次期総合文書システムの円滑な稼働に向けて注力されたい。
対 応 状 況	【総務部 人事課】 取組内容 令和 4 年 1 1 月に策定した「宮城県職員 D X 人材育成プラン」では、目指す職員像を「D X を自分事と捉え、能動的にデジタルリテラシーの向上を図りながら、変革に向けて前向きに挑戦する職員」と掲げており、関係課（所）と協力しながら研修メニューを準備し、D X 人材育成に取り組んだ。（継続） 成果（取組結果） 所属内の D X 推進を牽引する「D X 推進職員」を各所属で 1 人以上選任することとしており、令和 7 年度は 402 人（R6：390 人）を選任し、情報の収集や共有、生成 A I の業務活用など、各所属の D X 推進に向けて取り組んだ。 今後の課題 人口減少局面において行政サービスの維持・向上を図るためには、デジタル技術やデータの活用が必要不可欠であり、そのためには全ての職員が D X に参画し、業務を変革していこうとするマインドセットと、デジタルリテラシーの向上を図る必要がある。 令和 8 年度以降の取組 D X 人材の育成に向けた研修としては、階層別研修においてデジタルリテラシーの向上を図るとともに、選択制研修において B P R（プロセスの視点で、職務、業務フロー、管理機構、情報システムを抜本的に見直す手法を学ぶ）などの講義・演習を実施する。また、主に D X 推進職員を対象とした研修を実施するほか、全職員を対象にデジタル関連の講義を受講できる e ラーニングを提供していく。
対 応	【総務部 県政情報・文書課】 取組内容 ○公文書の管理に関する条例（令和 7 年宮城県条例第 45 号。以下「条例」という。）にのっとった適正な公文書管理が行われるよう、行政文書管理指針（令和 8 年 1 月 6 日制定。以下「指針」という。）を策定し、各実施機関に指針を参酌した行政文書管理規程を制定するよう働きかけるとともに、知事部局における行政文書管理規程を制定（令和 8 年 4 月 1 日施行）した。（継続）

状況	○条例の全面施行に向けて、適正な文書管理や新しく始める歴史的公文書（特定歴史行政文書等）の利用請求制度を運用するため、条例施行規則及び特定歴史行政文書等の保存等に関する規則を制定するとともに、関連する公文書館条例及び同条例施行規則等の一部改正を行った。（継続） ○条例の制定については、リーフレットによる全体周知の通知を行うとともに、文書取扱主任や新規採用職員等を対象とした文書制度及び総合文書システムの研修の機会を捉え、リーフレットとＡＩによる音声解説を活用し、啓発を図った。また地方機関文書事務調査指導においても条例による文書管理について説明を行った。（継続） ○条例による文書管理に対応できるようにするため、現行の総合文書システム（使用期限令和８年１０月末まで。以下「現行システム」という。）については必要最小限の改修を行い、次期総合文書システム（令和８年１１月稼働。以下「次期システム」という。）についても、デジタルみやぎ推進課と連携し、条例による管理を踏まえた機能を持たせる仕様調整を行った。（継続）
	成果（取組結果） ○各実施機関において指針を参酌しながら行政文書管理規程を制定し、条例による適正な文書管理が行われる素地ができた。 ○条例制定後、関連条例の改正、必要な規則等の制定・改正を行い、条例による適正な文書管理や利用請求制度を令和８年４月１日から運用できるよう準備した。（関連条例改正１件、関連規則制定２件及び改正１件、告示１件、指針策定１件） ○知事部局においては、これまでの行政文書管理規則及び文書規程を廃止し、新しく指針に則した行政文書管理規程を制定するとともに、文書・公印の具体的な取扱いや、收受発送事務などを取り決めた行政文書取扱要綱等を整備した。（規程１件、要綱・要領各１件） ○地方機関２３所において行った文書事務調査指導及び研修などにおいて、文書取扱主任を中心に周知を進め、新しい文書管理について理解していただいた。 ○現行システムにおいては、令和８年４月１日以降、各用語の名称変更や、ファイル（簿冊）作成時にレコードスケジュールを付与することができるように予算の範囲内で改修を行った。
	今後の課題 ○条例による適正な文書管理を進めるため、関係条例、規則、指針、規程、また宮城県公文書管理委員会を運用していく中で、円滑・効率的な運用を阻害する制度的な課題がないか適宜検討が必要。 ○知事部局においては、条例による適正な文書管理を進めるため、具体的な文書や公印の取扱、收受発送事務などを取り決めた行政文書取扱要綱のほか、要領・マニュアルなどを運用していく中で、円滑・効率的な運用を阻害する制度的な課題がないか適宜検討が必要。 ○適正な文書管理を行うためには、県職員及び各実施機関に対する継続的な啓発が必要。 ○現在、デジタルみやぎ推進課と連携しながら改修作業を続けている次期システムであるが、現行システムからの円滑な移行が必要。
	令和８年度以降の取組 ○実際の管理状況を見ながら、より円滑で効率的な文書管理ができるよう、関係例規の見直し、制度手順の見直しなどを行っていく。 ○各実施機関において、条例による適正な文書管理がなされるよう、公文書館とともに適宜助言し、相談対応していく。 ○知事部局においては、行政文書管理規程の他、各種要綱等に従った文書管理がなされるよう、引き続き文書事務調査指導、研修などの機会を捉え、またリーフレットの作成配布など、継続して周知啓発を行っていく。 ○現行システムから次期システムへの円滑な移行を調整し、新しい操作マニュアルを整備する。
対応状況	【企画部 デジタルみやぎ推進課】 取組内容 「DXによる変革みやぎ」の実現に向けて、あらゆる分野でデジタル技術をフル活用することとしており、デジタル身分証アプリの普及拡大をはじめとした様々な施策を展開している。また、令和７年４月から施行した「みやぎDX推進ポリシー（2025～2027）」では、「部局横断・県市町村横断で施策を展開」を行動指針のひとつに掲げ、全県一丸となってDXを推進していくこととしており、市町村が持続可能でよりよい住民サービスを提供できるよう必要なDX施策を積極的に推進している。（継続） 成果（取組結果） 様々な施策によりデジタル身分証アプリの普及拡大に努め、令和８年３月時点で展開するサービスは１２に増え、登録者数も当初の目標である１００万人を突破し、県人口の半数を超えるまでに至った。また、手続き完全オンライン化も着実に進展し、年度末までには実質的なオンライン化率は９割を超える見込みである。さらに、市町村DX推進支援事業による自治体情報システムの標準化に係る伴走型支援や、自治体DX全体方針策定・DX推進体制構築・セキュリティ研修等、市町村のニーズに応じたスポット型支援、県と市町村によるシステム等共同調達の検討などを通じて、市町村等のDX推進を支援した。

対 応 状 況	今後の課題 引き続き、デジタル身分証アプリのさらなる活用の推進とオンライン化等のデジタル技術を活用したサービス向上に努めつつ、デジタル技術に不慣れな方、利用が困難な方への丁寧な支援にも十分配慮する。また、市町村のDX推進については、特に小規模な市町村において、極めて少人数の職員のみで業務を担うなど、人的・専門的リソースの不足が深刻な課題となっている。
	令和8年度以降の取組 デジタル身分証アプリの普及・定着のカギとなる市町村や民間事業者との連携をさらに強化し、多角的なサービス展開を目指すとともに、新たな県政情報の発信の在り方を含め、AIを積極的に活用してサービス向上や業務効率化を目指す。また、市町村等に対し、県が直接雇用したデジタル専門人材の派遣や専門家への委託による伴走型支援等を行うとともに、チャットツールの活用による広域連携体制の運用を継続し、県内市町村等のDXを推進していく。
	（イ）共生社会の形成と推進 共生社会の形成のため、県では、分野ごとに現状及び課題を分析し、目標と具体的な施策を示した「宮城県男女共同参画基本計画（第4次）（令和3年度～令和7年度）」、令和3年に制定した「障害を理由とする差別を解消し障害のある人もない人も共生する社会づくり条例」及び「手話言語条例」、多様性を織り込んだ新たな地域文化の醸成を目指す「第4期宮城県多文化共生社会推進計画（令和6年度～令和10年度）」に基づき、県民の誰もが心の潤いと豊かさを実感できる地域社会を共に創る「協働共創社会の実現」を目指してきた。 男女共同参画では、政策形成過程における女性の参画促進のため、審議会や知事部局における女性割合の推移をモニタリングしており、令和7年度の知事部局における女性職員の割合は32.2%（1,538人）で前年度31.7%（1,520人）を0.5ポイント上回るとともに、管理職員に占める女性の割合（指標15%）は10.4%（63人）で前年度9.6%（58人）を上回った。附属機関における女性委員の割合（指標45%）は、令和7年4月1日現在38.6%（489人）と前年度38.4%（513人）より0.2ポイント上回った一方、男性のみを構成員とする公募型企画提案（プロポーザル）選定委員会が3割弱あることも判明した。各種指標は改善傾向にあることから、男性のみの視点による政策形成がリスク要因となり得ることを認識し、引き続き、政策形成過程への女性の参画を推進されたい。 少子高齢化と若者の首都圏流出により、県内の人材不足への対応が喫緊の課題となっている。令和5年のベトナム及びインドネシアとの覚書締結や、令和7年の大崎市における公立日本語学校開校など、外国人材の更なる受け入れ拡大が確実視されることから、外国人との共生社会の実現に必要な施策を着実に推進する必要がある。また、女性の正規雇用の確保に加え、「L字カーブ」解消のための柔軟な働き方の普及や男性の育児休業取得の促進など、地域や職場におけるアンコンシャス・バイアス（無意識の偏見）を解消し、誰もが働きやすい環境づくりを進めることが急務である。年齢、性別、国籍、障害の有無にかかわらず、生涯活躍できる環境を整備し、就労や地域活動を通じた多様な主体の社会参画の促進に努められたい。
	【総務部 人事課】 取組内容 ・意思決定過程における多様な視点の確保に向け、管理職への昇任も見据えた女性活躍を意識した人事配置に努めている。 ・女性活躍及び多様な人材の参画を促進するため、柔軟な勤務制度の拡充やオフィス改革を通じて、各職員が最大限に能力を発揮できる働き方改革を推進している。
	成果（取組結果） ・知事部局における女性職員の割合は、令和8年度は32.8%（1,574人）で、令和7年度の32.2%（1,538人）を0.6ポイント上回った。 ・管理職員に占める女性の割合は、令和8年度は12.1%（72人）で、令和7年度の10.4%（63人）を1.7ポイント上回った。
	今後の課題 ・女性職員の比率向上を図る一方で、近年、採用試験の応募者数が減少傾向にあることが課題となっており、多様な人材を確保する観点からも、まずは全体的な応募者数の増加に向けて取り組む必要がある。
	令和8年度以降の取組 ・引き続き、多様な人材が活躍できるよう職員一人ひとりの状況や適性等を踏まえつつ、意思決定過程への参画を見据えた、女性活躍を意識した人事配置に努める。 ・学生等に対し、県職員が働く現場を直接体感できる機会をより一層拡充するなど、性別を問わず公務の魅力ややりがいを広く発信し、将来の政策形成を担う多様な人材の確保に向けた取組を推進する。

対応状況	【環境生活部 共同参画社会推進課】 取組内容 ・審議会等への女性委員の登用については、目標に達していない審議会等の委員改選時期に、当課の職員が担当課へ目標達成に向けてのヒアリングを行い、各種団体への女性の推薦依頼などについて指導を行っている（継続）ほか、宮城県男女共同参画施策推進本部会議及び主管課長会議を令和7年7月に開催し、幹事長（環境生活部長）から各部局に対し、管理職への女性の登用や審議会等への女性委員の登用、公募型企画提案（プロポーザル）方式選定委員への更なる女性委員の選任などについて働きかけを行った。（新規） ・企業における女性活躍促進について、専門家派遣や補助金、意識啓発セミナー等により環境整備に努めた。（継続）
況	成果（取組結果） ・管理職に占める女性の割合は、令和8年4月1日現在12.1%（76人）で、前年度10.4%（63人）を上回った。 ・県内の女性活躍に係る環境整備が進み、結果、「女性のチカラを活かす企業」認証制度の令和7年度末の認証企業数が675社となった。
	今後の課題 ・県内における男女共同参画の取組は、少しずつ広まってきているが、固定的な性別役割分担意識、性差に関する偏見や社会制度・慣行等には根強いものがあり、県内全域に浸透しているとは言えない状況にある。
	令和8年度以降の取組 ・県内の女性活躍の促進を図るため、多様な働き方やワーク・ライフ・バランス等の更なる普及・促進に取り組む【みやぎの女性応援プロジェクト】。（継続） ・県内企業に対し、国のえるばし認定の取得を強力に後押しするとともに、企業と学生のワークショップなどによりアンコンシャス・バイアスの解消を図る【みやぎの女性応援プロジェクト】。（新規） ・「第5次男女共同参画基本計画」の達成を目指し、「県の審議会等委員における女性の割合」の向上や「女性のチカラを活かす企業認証制度」の運用、「みやぎの女性活躍促進連携会議」との連携事業などに引き続き積極的に取り組み、政策・方針決定過程への女性の参画を促進していく。（継続）
対応状況	【保健福祉部 障害福祉課】 取組内容 ・障害者差別のない共生社会の推進に向けて、県民及び事業者における障害者に対する「差別解消」「合理的な配慮」の認知度向上を目的に、普及啓発用リーフレット等による広報や、県民と障害者の交流機会を創出した。 ・地域の障害者の職業生活（就業及び生活）における自立を図るため、宮城労働局とともに委託により、障害者就業・生活支援センターを県内各圏域に設置し就業及び日常生活等に必要な指導、助言などその他の支援を行う。＜継続＞ ・障害者実雇用率の達成に向けて、就労支援事業所等の支援力の底上げと企業との連携構築等を図るために、企業見学会や職場体験会等を実施するとともに、事業所等の関係機関や企業との勉強会を開催する。＜継続＞ ・また、更なる障害者雇用の促進や職場定着に関する取り組みに向けて、県内の就労移行支援事業所を対象に調査を実施した。＜新規＞ [主な取組] （1）普及啓発用リーフレットの配布 「差別解消」・「手話」それぞれのリーフレット（各25,000部）を県内全小学校へ配布したほか、「合理的な配慮のための環境整備事例集」を事業者向けに作成し、商工会等を通じて配布した（4,000部）。＜継続＞ （2）交流イベントによる相互理解の促進 これまでではスポーツや音楽、障害者が製作した食品や雑貨等の販売によるマルシェ型交流会など、個々の分野ごとに県内各地でのイベント開催を行ってきたが、新たな取組として、令和7年度にはそれらの活動を一箇所に集約した大型イベントである「まぜこぜフェスタ」をゼビオアリーナ仙台にて開催し、多数の集客の下で共生社会の推進について理解を深めた。＜新規＞ （3）障害者アート作品を通じた相互理解促進

	・往來の活発な商業施設や Web サイトでの障害者アート作品の展示及び交流イベントの開催を通じて、県民と障害者が交流する機会を創出するとともに、障害者アート作品制作支援団体等と連携し、アート作品等の 2 次利用としての商品・広告等への活用を通じて、県民が障害者アート作品に触れる機会の拡大を図り、更なる理解促進・認知度向上に取り組んだ。＜継続＞
	成果（取組結果） ・新たに開催した「まぜこぜフェスタ」は、1,420 名の参加者で大盛況となり、「大規模イベント開催による話題性で集客力を上げ、より多くの県民に共生社会推進に向けた普及啓発を図る」狙いは奏功した。また、参加者アンケートでは「手話を覚えてみたいと思った」、「共生社会を身近に感じられた」、「今回のイベントが障害を個性として受け止めるきっかけになった」など、相互理解を進めるに当たっての入口として、本イベントが有効に機能したと認められるような回答が多く寄せられた。 ・障害者アート作品を通じた相互理解促進についても、仙台パルコにておよそ 3 週間の展覧会を開催し、4,000 名強の観覧者数を記録するなど、多くの県民に障害者や障害者アートに接する機会を提供した。また、県内の企業がユニフォームのデザインに障害者アートを活用するなど、二次利用の推進も図られた。 ・令和 7 年度における障害者就業・生活支援センターの実施実績としては登録者数 3,290 人、相談件数 14,176 件、就職者数 294 人となっている。また、障害者雇用の促進や職場定着に関する取り組みを通じた新規就労者数は 50 名となっている。
	今後の課題 ・これまで継続して障害者差別のない共生社会の推進に向けた取組を進めてきたところであり、理念の一層の定着と理解の深化に向け、引き続き様々な視点から実効性のある取組を推進していく必要がある。 ・障害者雇用の法定雇用率は段階的に引き上げられており、現在の法定雇用率 2.5 %が令和 8 年 7 月から 2.7 %となる。そのため、企業等における障害者雇用への関心が高まっており、障害者の就業及び生活等における障害者就業・生活支援センターの役割や障害者雇用の促進や職場定着に関する取組が重要となっている。
	令和 8 年度以降の取組 ・障害者差別解消に向けた普及啓発リーフレットの配布など、共生社会の実現に向けた基盤的な取組を継続するとともに、さらなる集客を目指し、県民と障害者の交流イベントにおける集客強化や手法の工夫を進めながら、相互理解の促進を図り、共生社会の一層の推進につなげる。 ・仙台圏域は他の圏域に比較して人口・面積が広大であったことから、宮城労働局と調整し、令和 8 年 4 月から仙台圏域に障害者就業・生活支援センターを 1 か所増設し、障害者の就業及び生活等における支援体制の整備を進めている。 ・障害者雇用の促進等に向けた取り組みとして、企業見学会や職場体験会等の実施事業所等の関係機関や企業との勉強会の開催のほか、就労困難ケースの事例研究会を開催し、事業所等における成功事例やノウハウの等の共有の機会を設けることで、事業所等の就労支援力の底上げを図る。
対 応 状 況	【経済商工観光部 雇用対策課】 取組内容 （年齢）みやぎジョブカフェなどの就職支援施設において、企業に対して中高年層の採用・定着に関する支援を行うとともに、求職者に対しては、キャリアコンサルティングやリススキリングの支援などを行い、合同企業説明会を通じた就業機会の拡大を図った。（拡充） （障害）就職を希望する障害者が一人でも多く就職し、さらに就職した企業に定着できるよう支援するとともに、企業訪問や障害者雇用に関するセミナー開催を通じて、県内企業に障害者雇用を働きかけ、障害者雇用率の向上及び多様な人材の活躍の機会確保を図った。（継続） 成果（取組結果） （年齢）令和 6 年度は、27 回の合同企業説明会や 809 回の専門家によるワンストップ相談会を実施し、663 件の就職決定につながった。 （障害）令和 6 年度は、延べ 560 件の企業訪問、企業向けセミナーや優良企業見学会を延べ 49 回実施し、270 件の就職決定につながった。 今後の課題 （年齢）中高年層への支援は、これまでの職務経験やスキルの棚卸しに時間を要するなど、一定の支援期間や丁寧かつ継続的な対応が必要となっている。 （障害）依然として県内企業の実雇用率が法定雇用率を下回っており、障害者雇用へのさらなる意識啓発、安定した就労につながるための定着支援が必要となっている。

	令和８年度以降の取組 （年齢）企業における中高年層の採用・定着を支援するとともに求職者が新たなスキルを身に着け、就職の選択肢を広げられるようリスキリング支援を強化するなど就職活動を幅広く支援し、安定して働くことができるよう取り組みを継続する。 （障害）障害者雇用の機運醸成に向けた継続的な普及啓発、就労を希望する障害者と企業をマッチングするための機会創出に加え、安定的な就労につながるための職場環境づくり支援にも引き続き取り組んでいく。
対 応 状 況	【経済商工観光部 国際政策課】 取組内容 県内の在留外国人が地域で生活していく中で課題となっている３つの壁（「意識の壁」「言葉の壁」「生活の壁」）を解消するため、「第４期宮城県多文化共生社会推進計画」に基づき、各種共生施策を実施した。具体的には、市町村と連携して「多文化共生シンポジウム」を複数地域で開催し多文化共生の理念啓発を図った（拡充）ほか、ＩＣＴを積極的に活用したオンライン日本語講座の開催回数を増やし、日本語教育体制整備を推し進めた（拡充）。さらに、県内の在留外国人の日常生活の困りごと相談にきめ細かに対応するため、「みやぎ外国人相談センター」の対応言語を拡充し相談体制を強化した（拡充）。 成果（取組結果） 多文化共生シンポジウム等の開催 ２地域 合計 160 人参加 オンライン日本語講座の実施 ２０回 ２９人参加 みやぎ外国人相談センターでの相談対応 ８６８件（Ｒ７．４．１～Ｒ８．３．３１） 今後の課題 県内の在留外国人からは「居住する地域情報を入手できない」「職場と寮の往復で地域との交流機会がない」等との意見が寄せられており、在留外国人の地域参画について、さらなる取組強化が必要である。 令和８年度以降の取組 新たに、「みやぎ県民公式アプリ」等を通じて、交流イベント等の地域情報や県内で活躍する外国人インタビュー記事等を多言語で発信することで、外国人の地域参画を促進する。
	（ウ）感染症及び大規模災害等危機対応 東日本大震災からの復興については、ハード面はほぼ完了したものの、未完了の防潮堤工事の事業推進に努めるとともに、広域防災拠点整備事業については、早期の効果発現に努められたい。また、被災者の心のケアや地域コミュニティの再生などのソフト面の継続支援や、放射性物質汚染廃棄物の確実な処理など、地域の実情に配慮した丁寧かつ継続的な支援が必要な事項については、引き続き、市町村と連携を図りながら取り組まれたい。 激甚化・頻発化する自然災害のほか、令和６年度に１７万羽の殺処分を行った高病原性鳥インフルエンザなどの特定家畜伝染病、新型コロナウイルス感染症をはじめとする新興感染症など、県に求められる危機対応力は、ますます多様化、高度化している。 令和６年度は、これらに対処した経験から得られた知見を活かして、「宮城県業務継続計画（ＢＣＰ）」「宮城県新型インフルエンザ等対策行動計画」の改定を行ったところであるが、引き続き、国や関係機関等と連携した訓練等の実施など、危機管理体制の充実・強化に向け、不断の取組を着実に実践されたい。また、危機管理に関する計画やマニュアルの策定等、防災・減災や復興の対応に女性の視点や高齢者、障害者などのニーズが反映されるよう努められたい。
対 応 状 況	【復興・危機管理部 復興・危機管理総務課】 取組内容 ○ 新興感染症への対応等 ・新型コロナウイルス感染症への対応で明らかとなった課題や、これまでの関連する法改正等も踏まえ、新型インフルエンザや新型コロナウイルス感染症以外も含めた幅広い感染症による危機に対応できる社会を目指すものとして、令和６年７月に「新型インフルエンザ等対策政府行動計画」が改定されたことから、県では、新型インフルエンザ等対策特別措置法第７条に基づき、令和７年３月に「宮城県新型インフルエンザ等対策行動計画（以下「県行動計画」という。）」の改定を実施した。このことを踏まえ、市町村が行う「市町村新型インフルエンザ等対策行動計画（以下「市町村行動計画」という。）」の改定作業について、令和８年３月を目途に作業が完了するよう、進捗管理や助言等を行った。 ・また、内閣感染症危機管理統括庁と合同で、緊急連絡会議訓練や情報連携訓練を実施した。

	○ 危機管理体制の充実・強化等（ＢＣＰ） ・令和７年度の体制における非常時優先業務の選定やその実施体制について見直しを行い、宮城県業務継続計画（ＢＣＰ）別冊「非常時優先業務実施体制」の更新を行った。 ・業務継続計画の実行性確保の取り組みの一環として、全庁一斉安否確認訓練の実施や、短編動画作成による啓発を行った。
	成果（取組結果） ○ 新興感染症への対応等 ・市町村が行う市町村行動計画の改定作業について、定期的に進捗確認を行いながら、適宜、相談・助言を行ったことで、半数以上の市町村が令和７年度中に改定作業を完了した。 ・内閣感染症危機管理統括庁と合同で行う訓練において、感染症危機管理担当大臣と４７都道府県知事をオンラインで繋ぐことで有事対応時の迅速な情報共有要領について相互に確認したほか、有事における情報連絡手段（メール）の実行性を確認した。 ○ 危機管理体制の充実・強化等（ＢＣＰ） ・組織改編や人事異動等を踏まえ非常時優先業務体制の時点修正を行うなど、最新の状況を踏まえて見直しを行うことにより、業務計画の実効性向上に努めた。 ・全庁一斉安否確認訓練では、部局毎の回答率の取りまとめを行うことにより、当部以外の職員に対する当事者意識の向上を図った。
	今後の課題 ○ 新興感染症への対応等 ・改定後の県行動計画を踏まえた対応マニュアルや業務継続計画等の整備のほか、国や関係機関等と連携した訓練等の実施を通じて、感染症危機に対する体制整備を更に推進していく必要がある。 ・市町村行動計画の改定作業が未完了の市町村があることから、全市町村で漏れなく計画改定が完了するよう、引き続きサポートを行っていく必要がある。 ○ 危機管理体制の充実・強化等（ＢＣＰ） ・業務継続計画の本文や非常時優先業務実施体制について、体制の変更に応じて精査し、実効性を確保していく必要がある。 ・各職員が業務継続計画の内容に習熟し、有事の際に迅速に対応できるよう、訓練等を継続して実施していく必要がある。
	令和８年度以降の取組 ○ 新興感染症への対応等 ・改定後の県行動計画を踏まえた対応マニュアルや業務継続計画等の整備のほか、国や関係機関等と連携した訓練等の実施していく。 ・市町村が行う市町村行動計画の改定作業に当たり、引き続き市町村の進捗管理や助言等を行っていく。 ○ 危機管理体制の充実・強化等（ＢＣＰ） ・設備備品の導入や更新、防災時協定の締結状況を計画に反映するための見直しを行う。 ・非常時優先業務実施体制の年次更新を行うとともに、訓練等を通じた職員の理解度向上による実効性の確保を図る。
対応状況	【復興・危機管理部 防災推進課】 取組内容 ○ 各災害への対応等 ・今後想定される様々な自然災害や危機管理事案に速やかに対応するため、「みやぎ県民防災の日総合防災訓練」等の各種訓練を実施し、関係機関との連携強化を図り、災害時の実践的機能の向上及び危機管理体制の充実に取り組んでいる。（継続） ・毎年度４月から５月にかけて、復興・危機管理部の配備担当職員や各部局防災主管課、地方振興事務所及び地域事務所、被災市町村初動派遣職員等を対象とした研修を実施し、危機対応力の向上及び防災体制の強化に取り組んでいる（継続）。 ・訓練や研修の実施にあたっては、Ｗｅｂ会議や総合防災情報システム（ＭＩＤＯＲＩ）等を活用し、様々な状況下においても防災体制を維持し、危機対応を行うことができるよう取り組んでいる（継続）。

・令和6年能登半島地震などの応援経験を踏まえ、迅速かつ円滑に応援活動に注力するための資機材や通信環境整備に取り組んでいる。 ○ 危機管理マニュアル、地域防災計画等 ・東日本大震災の経験や近年頻発する災害対応を踏まえ、応急対策に関するマニュアル等の大幅な見直しを行い、適宜見直しを行うとともに各種訓練による検証を行い、必要な改正を行っている。 ・地域防災計画では、市町村は避難行動要支援者（高齢者、障害者等）が迅速かつ適切に避難を行えるよう、個別避難計画の作成に努める旨を規定しており、保健福祉部を中心に、市町村の取組に対する支援を進めている。 ・防災対策の検討に女性の視点を活かすため、宮城県防災会議における女性委員の選任に努めている。 ・宮城県防災指導員養成講習の開催等により地域防災の担い手となる女性防災リーダー等を養成するとともに、「女性の視点を取り入れた地域防災推進事業」により地域防災活動への女性参画機会の拡大や男女共同参画の視点を取り入れた地域防災体制の構築に取り組む。	成果（取組結果） ○ 各災害への対応等 ・訓練については、令和7年6月に「みやぎ県民防災の日総合防災訓練」、令和7年8月には「宮城県9. 1 総合防災訓練」を実施し、関係機関や市町村との連携強化を図ったほか、蔵王山火山防災協議会による通信訓練等各種訓練を実施した。 ・職員研修については、令和7年4月に復興・危機管理部転入者研修、配備研修（復興・危機管理部配備担当者向け）、防災業務研修会（各部局防災主管課、地方振興事務所及び地域事務所向け）、令和7年5月には総合防災システム（MIDORI）操作研修会（市町村、消防、被災市町村初動派遣職員等向け）、圏域防災研修会（市町村、被災市町村初動派遣職員等）を実施し、危機対応における基礎知識の習得や危機対応手順の確認等に努めた。 ○ 危機管理マニュアル、地域防災計画等 ・「北海道・東北8道県相互応援協定」に基づき開催した8道県連絡会議において、8道県内における応援に係る課題の整理や今後の方針等を協議したほか、能登半島地震等を踏まえ、令和元年度に策定した「宮城県広域受援計画」等の見直し検討等を行い、更なる防災体制の強化に努めた。 ・避難行動要支援者に係る個別避難計画の策定については、保健福祉部において市町村を訪問し、課題の洗い出しや他市町村の事例紹介等を行うなど計画策定に向けた情報提供等を実施した。 ・学識経験者を中心に女性委員の選任を進め、令和7年11月における女性委員の割合は委員61人中15人、割合は約25パーセントとなっている。 ・宮城県防災指導員養成講習を18回開催するなどし、新たに227人（R8.2.28現在）の女性防災指導員を養成したほか、女性防災指導員等を対象にした活動事例に関する情報共有のための交流セミナーを開催し、50人の参加があった。また、令和4～5年度の「女性の視点を取り入れた地域防災推進事業」の成果をもとに令和6年度に制作した防災パンフレット「女性の視点“も”活かした わたしたちの備えるブック」を自治体施設や震災伝承施設等を通じて配布することで、県民に対して地域防災への女性の視点の必要性の周知啓発に取り組んだ。さらに、令和6年度に開設した「宮城県防災eラーニング講座」を通じて、会場参加型での講習会等に参加が得られない若者や女性に向けた災害対策の周知啓発に取り組んだ。 今後の課題 ○ 各災害への対応等 ・これまでの災害対応や応援派遣における経験、訓練等を踏まえ、各部局や関係機関との平時からの連携体制等の強化を図る必要がある。 ○ 危機管理マニュアル、地域防災計画等 ・上記同様にこれまでの災害対応等を踏まえ、災害対策本部事務局内及び関係機関相互の情報共有や災害対応が円滑に行われるよう手順の明確化を図る必要がある。 ・要配慮者の適切な避難支援を実施するため、関係部局と連携して、個別避難計画の推進を図る必要がある。 ・「南海トラフ地震」や「首都直下地震」については、組み合わせが決定している自治体に対し、「即時応援道県」として、発災直後に総括支援チーム（GADM含む）および対口支援チームを派遣し、迅速な応援を実施する必要がある。 ・「日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震」については、和8年度のアクションプラン策定に向けた会議を予定されており、8道県協定におけるカウンターパートである山形県と連携して受援体制の高度化を図る必要がある。 ・委員に充てる者は法により規定されており、実質的に充て職となる委員は知事の裁量で女性を選任できないことから、女性委員の割合を増やすことには一定の制約がある。 ・女性防災指導員の養成数等、女性の参画は着実に進んでいるが、宮城県防災指導員の構成割合では約8割が男性であることから、女性の参画の障壁とその解決策等を検討するなどし、引き続き女性参画の推進に取り組む必要がある。
--	--

	令和 8 年度以降の取組 ○ 各災害への対応等 ・引き続き各種訓練及び研修の見直しを行うとともに、継続して実施することにより、災害対策本部事務局と庁内、関係機関との連携体制等の強化に努めていく。 ・新たな情報共有ツールや通信手段の整備を図るとともに、各種訓練及び研修において試用することにより、効果的な情報共有の手段や運用の確立を行い、効率的に努めていく。 ・協定等に基づき応援・受援が想定される道県の状態を事前に確認することにより、連携体制の強化を図る。 ○ 危機管理マニュアル、地域防災計画等 ・令和 7 年度における各種計画等の検討を踏まえ、引き続き訓練等を通し、災害対策本部事務局内における情報共有等の手順の確認や明確化に努めていく。 ・今後も県地域防災計画等の策定過程に女性が参画できるよう配慮を行う。 ・引き続き、防災指導員養成講習等の開催により女性の地域防災リーダーを養成するとともに、令和 6 年度に制作した防災パンフレットや e ラーニング講座を活用するなどし、女性が防災分野へ参画しやすい環境整備に取り組む。
対応状況	【環境生活部 放射性物質汚染廃棄物対策室】 取組内容 市町が保管する基準値以下の放射性物質汚染廃棄物については、各市町が実施している焼却や農林地還元等の処理における課題や要望を把握しながら、処理推進に向けた各種技術支援や担当課長会議の開催による情報共有等を行ったほか、国に対しては継続した財政支援等を要望した。（継続）
	成果（取組結果） 令和 7 年度内で新たに 3 自治体が処理を完了し、県全体として着実に処理が進んだ。
	今後の課題 一部の自治体で処理に時間を要していることから、処理の加速化に向け更なる処理方策や支援が必要である。
	令和 8 年度以降の取組 引き続き保管市町の処理課題等を把握しながら、民間事業者を活用した処理の情報提供なども含めて、市町の処理が加速するよう支援していく。
対応状況	【保健福祉部 精神保健推進室】 取組内容（※①～③、⑥は令和 7 年度で終了） ①みやぎ心のケアセンターの運営（継続） ②市町村が行う被災者の心のケアに対する補助（継続） ③精神保健福祉センターにおけるトラウマ・インフォームド・ケア（T I C）研修、サイコロジカル・ファースト・エイド（P F A）研修（継続） ④精神保健福祉センターにおける依存症・自死・ひきこもりに関する相談支援（継続） ⑤保健所における精神保健福祉相談、アルコール関連問題等の専門相談（継続） ⑥保健所に対するトレーナー保健師の派遣（継続）
	成果（取組結果） ○ みやぎ心のケアセンターにおいて、専門職による住民支援（対面相談：167 件、電話相談：200 件）、メンタルヘルス講演会等の普及啓発、自治体職員等の支援者を対象とした研修等を実施した。市町村や保健所等との定期打合せ等とおして関係機関が連携し、きめ細やかな被災者支援ならびに今後の支援の移行調整を行った。 ○ 市町村が行う被災者の心のケアの取組を支援した（仙台市における訪問活動やこころの相談に係る経費、沿岸市町における心のケアの人材確保・人材育成に係る経費の補助）。 ○ 令和 2 年度まで心のケアセンターが実施していたトラウマ・インフォームド・ケア（T I C）研修、サイコロジカル・ファースト・エイド（P F A）研修について、精神保健福祉センターが取組を引き継ぎ、市町村や保健所等の職員に対する人材育成を実施した（T I C 研修（令和 4 年度から）：年 1 回開催（受講者数 219 人）、P F A 研修（令和 3 年度から）：年 1 回（受講者数：30 人）、対応困難事例に対するアウトリーチ型支援（実 23 件））。

○ 精神保健福祉センター及び保健所において、依存症・自死・ひきこもりに関する相談支援や専門相談により住民に対するきめ細やかな支援を継続するとともに、トレーナー保健師を活用し、震災対応経験がない新任期保健師等を対象に、支援スキル向上のための人材育成を行った（トレーナー派遣回数 16 回）。 ○ 令和 6 年度に実施した「東日本大震災に起因する心のケアに関する取組状況調査」（対象：県内すべての市町村及び県保健福祉事務所（地域事務所・支所）の経過確認を行い、令和 8 年度以降の取組計画及び支援要望を把握し、一般施策の活用に向けて調整を行った。 ○ 「東日本大震災 15 年目の心のケアに関するニーズ調査」（東北大学病院に委託）を実施した。
今後の課題 ○ 被災者の心の健康については、生活環境の変化や家族機能の低下など、個人ごとに背景が多様化している。うつ病・アルコール関連問題・ひきこもりなど複数の問題が絡み合い、深刻化・複雑化するケースもあり、子どもから大人まで切れ目のない心のケアの継続が必要である。 ○ 沿岸市町では、従来から心のケアを担う専門職が不足していたことに加え、震災後に採用された保健師等の割合が増えていることから、市町村に対する支援者支援と人材育成の継続が必要である。
令和 8 年度以降の取組 ○ 令和 7 年度末で心のケアセンターは閉所したが、その後の心のケアは市町村や保健所、精神保健福祉センター、地域の民間団体等が引き継ぎ、連携して対応することとしており、県では、にも包括の取組として、精神保健福祉センターが中心となり、支援者支援（対応困難事例に対するアウトリーチ型支援、心のケア専門研修等）を継続していく。 なお、東日本大震災後の心のケアをアーカイブとして後世に伝承し、今後発生する可能性のある大規模災害への備えとして幅広く活用できるようにするため、心のケアセンターを運営していた宮城県精神保健福祉協会（※）のホームページにこれまでの取組を Q & A 形式で掲載する。 ※心のケアセンター運営事業の終了に伴い、令和 7 年 12 月 1 日付けで公益社団法人から一般社団法人に切替。 ○ 「第 3 期復興・創生期間」において復興事業から一般施策に移行し、県及び市町村が取り組む心のケア対策について、適切な財源の確保を関係省庁に求める。

前年度基金運用状況審査意見に対する執行部の対応状況

事項	高等学校等育英奨学資金貸付基金について
	(基金運用状況審査意見書 P62) 高等学校等育英奨学資金貸付基金の奨学資金貸付金償還金については、収入未済額が約4億6千4百万円で、前年度に比べ約2千3百万円増加しており、各種対策を講じてはいるものの、増加傾向に歯止めがかからず、今後の貸付に支障が生じることが危惧される。 引き続き、収納促進策を講じるほか、貸付時の本人及び連帯保証人への条件説明を徹底するなど収入未済の発生抑制に積極的に取り組むとともに、未納者の連帯保証人に対する催告等の速やかな実施や債権回収業務委託の活用など、今後の債権管理に万全を期されたい。
対応状況	【教育庁 高校財務・就学支援室】 取組内容 収入未済縮減に向けた取組を確実に推進するため、「高等学校等育英奨学資金 収入未済縮減に向けた取組方針」（令和7年4月策定）に基づき、以下の取組を実施した。 ・未納の翌月に未納者全員に督促状を送付するとともに、未納の初期段階にある者には電話による督促を行ったほか、未納状態が継続している者には、年2回未納総額を明記した納付催告書を送付し納付を促した。また、その後2ヶ月以上未納状態が継続している場合は、年2回その連帯保証人宛てに催告文書を送付し納付を促した。(継続) ・令和7年度から、コロナ禍以降実施していなかった訪問督促を再開した。(拡充) ・償還口座について、奨学生本人口座か保証人口座のいずれかを選択できることとした。(継続) ・償還方法を原則口座振替としているが、残高不足や口座解約済で償還期日に口座振替ができない場合、振替用紙同封の督促状を送付し、納付を促した。(継続) ・未納者が現金納付を希望したときにタイミングを逃さず受領することができるよう、就学支援班の複数の班員を現金取扱員に指定した。(継続) ・奨学生が償還しやすいよう、償還方法を月賦、半年賦、年賦、月賦と半年賦の併用の4種類を選択可能とした。また、納付相談等により、一時的に償還困難な状況が判明した未納者に対しては、未納額をさらに分割して納付することを可能とした。(継続) ・生活保護、失業、育児休業等で無給、給料減額となった場合など、経済的困窮により償還が困難となった奨学生に対しては、償還猶予に関する情報提供を行い、新たな未済額の抑制に努めた。(継続) ・住所の異動を届けずに転居し、所在不明となった未納者、連帯保証人については、住民基本台帳ネットワークでの住所検索や公用請求により現住所の把握に努め、督促を行った。(継続) ・県立学校長会議において、毎年収入未済額が増加している現状について説明し、各学校で奨学生や保護者に対して、奨学生の選考時、貸付決定通知書の交付時、卒業時などの機会を捉えて、償還金が新たな貸付の原資になっているという制度の仕組みや、償還の重要性を丁寧に説明してもらうよう、周知した。(継続) ・収入未済者への対応方針を検討し、「償還実績が一度もない者かつ償還開始年月から10年以上経過の者」をリストアップし、その債権回収を債権回収会社（サービサー）に委託した。(継続) 成果（取組結果） ・過年度の収入未済額の令和7年度回収実績 収入未済額（令和6年度末）：464,373,649円 回収実績：34,510,276円（回収率：7.4%） ・サービサーによる令和7年度回収実績 ※（ ）内は令和6年度実績 委託件数：18人（15人） 8,601千円（9,043千円） 回収実績：6人（8人） 1,417千円（1,174千円） 回収率：16.5%（13.0%）

	今後の課題 ・本貸付は、平成１７年度に国の特殊法人等整理合理化計画により旧日本育英会から移管され、その後は県事業として継続してきたものであり、最初の大学卒業生が出た平成２４年度から、毎年償還対象者と収入未済額が増加している。 ・貸付金の償還期間は１０年程度の長期間で行われており、償還開始時から未納となっている者もいることから、奨学生が高校在学中のうちに、機会を捉えて償還金が新たな貸付の原資になるという制度の仕組みや、償還の重要性を丁寧に説明する必要がある。 ・また、未納期間が長期化している債務者も多くいることから、償還初期段階に督促状の送付や電話連絡の頻度を増やすなどして、未納を長期化させないようにすることが必要である。さらに、未納者から効果的、計画的な債権回収を行っていくためにも、未納者毎に過去の対応状況をしっかり整理していく必要がある。 ・債務者、及び連帯保証人が共に自己破産等により免責決定を受けた場合等の対応として、債権放棄（不納欠損）の検討も必要である。
	令和８年度以降の取組 ・訪問督促は基本的な債権回収の流れの一つに位置付けられていることから、継続して実施する。 ・サービサーによる回収効果を高めるため、委託対象者の選定基準を精査するとともに、毎月の回収実績に基づき、適宜委託対象者の見直しを図っていく。 ・奨学金の貸付時に償還の重要性の意識付けを行うため、奨学生に対し、選考時、貸付決定通知書の交付時、卒業時などの機会を捉えて、償還金が新たな貸付の原資になるという制度の仕組みを丁寧に説明するとともに、連帯保証人である保護者に対しても、貸付決定通知書の交付の際に同席を求めるなど、機会を捉えて周知するよう学校に依頼する。 ・債権放棄（不納欠損）について、他県・他部局の事例調査を実施し、不納欠損処理の基準や手続きを整理するなど検討を進めていく。